併合後のハワイにおける性管理*

―― 性管理体制の成立と準州・連邦政府による日本人売買春の摘発 ――

大原関 一浩

1. はじめに

19世紀後半から20世紀初頭のハワイにおける性管理と日本人売買春に関する研究は、Greer (1973, 2000年)、Hori (1983年)、宮本 (2000, 2013年)などがある。これらの研究により、ハワイ社会において売買春が増加した社会・経済的背景、売買春を必要悪として許容する市政の態度、黙認政策に反対する人々の運動、日本人指導者層の意見、働く女性たちの売買春についての見方、など多様な視点から検討されてきたり。しかし、ハワイが合衆国に併合された後、連邦政府の法律が適用されることにより、現地の売買春管理体制がどのような影響を受けたのか、という点については検討されていない。本稿では、ハワイにおける管理売春体制の成立と反対運動の発生・展開を概観した後、併合後の数年間 (1901~1905年)にホノルルの第一巡回裁判所と連邦地方裁判所で行われた日本人売買春に関する刑事裁判の内容を分析するっ。裁判記録の分析により、連邦政府と準州政府の売買春に対する態度のちがいが明らかになるだけで

^{* (}謝辞) 本研究は、JSPS 科研費 JP19K12622 の助成を受けたものです.

¹⁾ Richard A. Greer, "Collarbone and the Social Evil," *Hawaiian Journal of History* 7 (1973): 3-17; "Dousing Honolulu's Red Lights," *Hawaiian Journal of History* 34 (2000): 185-202; Joan Hori, "Japanese Prostitution in Hawaii during the Immigration Period," *Hawaiian Journal of History* 15(1981): 113-24; 宮本なつき,「契約移民時代のホノルル日本人社会と日本人売春婦」『比較社会文化研究』12(2002), 47-57頁;「必要悪か社会悪か?: 20世紀転換期ハワイにおける売買春をめぐる状況」『移民研究年報』19 (2013)。39-49頁.

なく、当時のハワイ日本人社会における性についての考え方と、連邦法に反映 されたアメリカの支配的なジェンダー規範について理解が深まる。

2. ハワイの性管理体制の成立

2.1. チャイナタウンの一角における管理体制の成立

ハワイでは、19世紀の前半から、合衆国の宣教師と実業家による入植がはじまり、しだいにアメリカ資本の砂糖農園を中心とした社会が形成され、労働の需要を満たすために世界各国から多数の男性がハワイに移住した。こうしたなかで、女性が極端に少ない状況が生まれ、ハワイ人女性による売春が行われるようになったが、船員によってもたらされる伝染病により先住民の人口が減少した。それを懸念したハワイ王国政府は、1860年、「売春による悪徳と病気を軽減する条例」("Act to Mitigate the Evils and Diseases Arising from Prostitution")(以下「軽減条例」)を制定し、売買春女性たちを登録し定期的な検査を開始した3。この条例には、売買春は撲滅できる(すべき)ものではないので、性病の蔓延をできるだけ防ぐ(「軽減」する)ために必要悪として黙認・管理すべきである、という考え方が反映されており、これ以降のハワイにおける地元政府の性管理政策の基本方針となった。

当初、売春に従事する女性は先住ハワイ人がほとんどで、規模も小さかった。 しかし19世紀後半になると、日本人女性の増加とともに規模が拡大し、管理が 難しくなる⁴。衛生局(Board of Health)の統計によれば、1893年7月の時点 で登録されていた売買春女性は42人(ポルトガル人2名、混血人2名、ハワイ

²⁾ 裁判記録における被告と女性の個人名は、本人とご家族への影響を配慮し、偽名を使う、ただし、すでに出版された新聞や先行研究で本名が使われている場合は、そのままにした。

³⁾ Greer, "Collarbone," 4; 宮本, 「必要悪か社会悪か?」, 41 頁.

^{4) 1895} 年末のハワイ共和国・司法長官の報告書で、日本人売買春女性の著しい増加 と、取り締まりが難しくなっていることが報告されている: William O. Smith, *Report* of the Attorney General, 1896 (Honolulu: Robert Grieve, 1896), 14.

人が39名)だったが、翌94年1月に日本人が現れ、96年の1月末までには、日本人が68名となり最大の集団となった(32名ハワイ人、混血7名、南洋島人1名、フランス人1名)が。この時期は、1894年にハワイ共和国が建国され、1884年に日本政府がハワイ王国と結んだ移民渡航協定と1886年の「布哇国渡航条約」に基づき始まった「官約移民」の時代が終わり、「私約移民」の時代に入るころであるが。つまり、民間斡旋会社の取り扱いによる移住が増えるとともに、売買春の業者による女性の周旋・渡航も増えた。

日本人女性が増加するなかで、1896年1月、チャイナタウンの一角にあふれる日本人売買春女性たちと女性に寄生する男性たちついてのレポートが地元新聞 Pacific Commercial Advertiser(以下 Advertiser)に掲載され、性管理のあり方について議論を呼び起こした⁷。地元のキリスト教牧師たちを中心とするグループは、軽減条例の撤廃案を下院議会に提出し、この法案について、牧師たちと司法長官や衛生局長との間で議論が展開された。撤廃派の牧師たちは、実際に登録されている売買春女性は一部であり、定期健診を受けているのはその半分以下しかいないので、軽減条例は効果がなく、「悪徳」を悪化させていると主張した。衛生局長と政府官吏たちは、軽減条例によって病気の蔓延が抑えられ、衛生状況が保たれている点を強調し、議論は平行線をたどった⁸。この直後に開かれた衛生局の会議でも、軽減条例の効果についての意見が交わされているが、前年に起きたコレラ発生の問題と合わせて、伝染病の公衆衛生への影響に関する懸念が大きく、局員の大多数が軽減条例の維持を主張した⁹。結局、撤廃案は成立せず、管理をさらに徹底する条項が軽減条例に付け加えられた¹⁰。一方、衛生問題とは別に、日本人を中心とする売買春女性の増加という

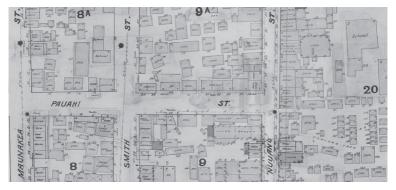
^{5) &}quot;What Figures Prove," Hawaiian Gazette (以下 HG), February 7, 1896, 4.

⁶⁾ Yuji Ichioka, *The Issei: The World of the First Generation Japanese immigrants*, 1885–1924 (New York: Free Press, 1988), 40–51.

^{7) &}quot;In Darkest Honolulu," *Pacific Commercial Advertiser* (以下 PCA), January 30, 1896, 1; "A Growing Evil," PCA, January 30, 1896, 4; "The General Opinion," PCA, February 3, 1896, 1–2.

^{8) &}quot;An Act to Mitigate," PCA, April 4, 1896, 1.

^{9) &}quot;An Act to Mitigate," Hawaiian Gazette (以下 HG), April 10, 1896, 8.



1899年のチャイナタウン中心部の地図

日本人買春宿は "PAUAHI ST." とその一角に集中,近隣(図の右上)には学校の存在も確認される。

[典拠] Monsarrat, M. D., "1899 Map 5," University of Hawaii at Manoa, Library Digital Image Collections, accessed November 7, 2019, https://digital.library.manoa.hawaii.edu/items/show/23561.

懸案事項もあり、衛生局と警察は、女性たちを一か所に集める方向で一致した。 『やまと新聞』によれば、11月以降はチャイナタウンのパウアヒ街(Pauahi Street)を中心とする一画においてのみ売春営業を許され、それ以外の土地で は鑑札を取り消され、罰金刑が課されることが決定した¹¹⁾。

管理売春の成立の過程において、地元政府が売買春の必要を認めながらも、寄生する日本人男性たちを問題視していた、という点は重要である。日本人周旋者は、入国拒否という事態を防ぐために、あらかじめ女性と偽装結婚し「夫婦」として渡航する場合が多かった。渡航後、「夫」は働かず、売春する「妻」の収入で賭博や飲酒にふけっていたので、家長として妻と子供を養うヴィクトリア朝価値観に照らした理想の「夫」像からは逸脱しており、批判の対象と

^{10) &}quot;Will Still Mitigate," PCA, May 6, 1896, 1.

^{11) 『}やまと新聞』によると、「魔女屋取締規則」が改正され、「上はベレタニア町下はキング町エワ方面はヌアヌ川を境としワイキキ方面はヌアヌ町を限りとし」その他で営業禁止の訓令がなされた:「ホノルルの新遊郭」、『やまと新聞』、1896年10月29日、2頁; "Those Joshiwarus [sic]," *Hawaiian Star* (以下 HS)、August 28, 1900, 7.

なった¹²⁾。周旋者やヒモの夫を問題視する言説は、売春反対運動家だけでなく、管理売春を擁護する政府官吏や医師たちにも共有されていた。司法長官クーパー(Henry E. Cooper)は、1899年度の年次報告書でヒモの処罰の必要性を以下のように述べている:

これらの女性たちは、男性たちによって支配され、稼ぎを彼らに渡しています。売春によって利益を得るすべての人が、法律の適用範囲に含まれるように、浮浪者に関する法律を改正するべきです。多くの男性たちが、その大半が日本人ですが、女性たちをこの目的(売春)で周旋し、女性たちがこうして(売春で)得る収入に寄生して生活しています。これは停止されるべきです。(司法)省の役割は、女性たちを町の一角に留めることであり、その主な地域はパウアヒ街とリバー街とそれらに通じる小道です。路上での売春の勧誘(soliciting)は実質的に停止されています、(その理由は)、女性たちは、軽減条例に従い、公の場所での斡旋をせず、警察により指定された領域内に留まっていれば、(営業を)妨害されることがない、という理解を与えられているからです」。

この2前年(1897年)にまとめられたハワイ共和国の刑法には「売春の勧

¹²⁾ 妻と子を養う家長としてのヴィクトリア朝「夫」像は、男女の「領域」の分離が進んだ19世紀に白人中産階級の間で広まった.1900年前後の産業化・都市化の著しいアメリカでは、中産階級・労働者階級家庭における消費活動の増加、女性の賃金労働の機会の広がりとともに、「稼ぎ手」としての義務を果たせない中産階級・労働者階級の男性が増加したが、19世紀ヴィクトリア朝の「男らしさ」の価値観が引き続き重要な意味を持っていたことは、家族を養うことができない夫に対して離婚訴訟を提起する女性たちや、家族を養うのに十分な「家族賃金」の獲得を求めて組合を組織した労働運動家たちの言説に見られる:Rosanne Currarino、"Breadwinner Role," in Bret E.Carroll, ed., American Masculinities: A Historical Encyclopedia (Thousand Oaks, CA: Sage Publications, 2003), 71-72; Elaine Tyler May, Great Expectations: Marriage and Divorce in Post-Victorian America (Chicago: University of Chicago Press, 1980), Chap. 7 and 8.

¹³⁾ Henry E. Cooper, *Report of the Attorney General*, 1899 (Honolulu: Hawaiian Gazette Co., 1900), 8.

誘」(soliciting)が処罰の対象として明記され、上記のとおり、公の場所での 勧誘行為については、警察は厳しく取り締まっていた¹⁴⁾。しかし、売買春女性 の労働から利益を得る者を処罰する条項は存在せず、周旋者やヒモの摘発はで きなかった。つまり1860年以来、地元政府は、売春の弊害が市民生活に及ぶこ とを防ぐことに注力し、売買春の営業や雇用関係などには介入してこなかった。 これが、のちに触れる女性に対する暴力や搾取を助長させた一因である。

2.2. チャイナタウンの大火と性管理体制の再編

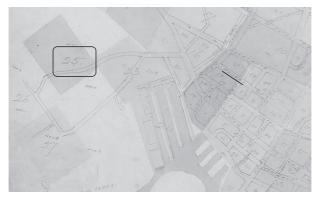
しかし、パウアヒ街での性管理体制は、1900年に大きな再編を迫られることになる。その年の1~2月、ホノルルのチャイナタウンで大火災が起き、日本人の居住区を含むその一帯が焼き尽くされた。売買春が行われていた建物も焼失し、日本人とフランス人の売買春女性が市内に拡散し始めたことから、新たな指定地の必要性が地元新聞や住民により指摘され始めた「5」。当初、ホノルル警察のブラウン保安官は、パラマ地区のキング街(King Street)の一角(Leleo Hill)を検討し、売買春用の小部屋で構成される木造家屋の建設が開始されていたが、Advertiser 誌によると、地元の大学や教会などが強く反対したので、イヴィレイ地区のオアフ監獄近辺が再選定された「6」。4月末、すでにパラマ地区の指定地に移動していた日本人女性が26名ほどいたが、保安官は女性たちに、イヴィレイの新しい指定地へ移動するように命令し、居座り続ける者は逮捕した「7」。新しい指定地には、売買春女性たちが営業をする「柵地」(Stockade)と呼ばれるフェンスで囲まれた建物が建設された。その建設については、1901年

¹⁴⁾ Sidney Miller Ballou, *The Penal Laws of the Hawaiian Islands, 1897* (Honolulu: Hawaiian Gazette Print, 1897), 78–79.

^{15) &}quot;New Honolulu Problems," Evening Bulletin (以下 EB), February 24, 1900, 4; "The Necessary Evil," Independent, March 12, 1900, 3; "The Vexed Question," Intendent, March 27, 1900, 2.

^{16) &}quot;Local and General News," *Independent*, March 12, 1900, 4; "New Pauahi Street," PCA, April 14, 1900, 14; "The Necessary Evil," *Independent*, April 25, 1900, 2.

^{17) &}quot;Must Stay in Iwilei," PCA, April 30, 1900, 10; "Cancelled the Bond," PCA, May 1, 1900, 2.



1906年のホノルル・ダウンタウン周辺地図

「柵地」が設置されたイヴィレイ (Iwilei) は左上の「25」区域にあたる。 以前の指定地区のパウアヒ街 (Pauahi St.) はダウンタウン付近 (右上) にあったので、より市民生活から離れた場所に移動した。

[典拠] Monsarrat, M. D., "1906 Titlepage," University of Hawaii at Manoa, Library Digital Image Collections, accessed November 7, 2019, https://digital.library.manoa.hawaii.edu/items/show/23570.

に行われた合衆国連邦地方裁判所の大陪審調査報告によると、ユージン・サリバン、T. マツダ、J.M. カネマツが企画したもので、資金を提供したマツダがブラウン保安官に相談した際、警察と衛生局の規則に従い運営する条件で営業の許可を得た、とされている。土地は、所有者であるジョン・エナから二人の中国人がリースし、それをさらに年9000ドル(さらに1年ごとの地代が600ドル)でマツダたちに賃貸した¹⁸⁾。土地所有者、日本人業者、地方政府の協力関係の下、新たな管理売春制度が始まったのである。

ハワイにおける日本人売買春業の運営は、女性の雇用主や夫/ヒモたちの協力によって成り立っていたが、その中心にあったのが「倶楽部」と呼ばれる組織であり、これは、チャイナタウンのパウアヒ街に指定地があった当時から存在していたようである。1900年に『新布哇』を著した藤井秀五郎(『ヒロ新聞』記者)が、その役割を説明する:

^{18) &}quot;Report of Grand Jury," HG, April 30, 1901, 5; "Act to Mitigate Plans," HS, April 6, 1900, 5.

これは一面には娼婦保証の任を帯べるものにて(入会者に限るが如し) 一婦人の身を以て外人の間にありて人肉の切売的のことをなすものたれば 時として酒徒,或は破落漢の来ッて乱暴をなすことあり斯る時は倶楽部員 相一致して之を鎮撫するなり,即ち倶楽部は元遊興の徒より成立ち其面に 暴を挫き弱を援くるを掲出する団体にして其部員は数百ありと云ふたれば 倶楽部費として娼婦は之に納金の義務を生せしものと知らる¹⁹

1890年代後半の日本人社会は、労働者を中心とした男社会であり、賭博・飲酒・売買春がさかんに行われていた。そうした中で、歓楽街を取り仕切る非合法団体が発展したが、藤井の言う「破落漢」による喧嘩、脅迫、ゆすりなどの暴力行為が横行していた²⁰⁰。藤井の述べる「倶楽部」もまた、そうした暴力団体から派生したものであると示唆されているが、実際には、泥酔する客や「破落漢」の暴力から女性を保護し、逮捕されたときに払う罰金を融通し合い、秩序だった営業をめざす経営者の相互扶助組織としての側面もあった。この会費は毎月50セントで、臨時の場合にはさらに納付をすることもあると藤井は述べている²¹⁰。

3. 地元改革家による反対運動と成果

3.1. ハワイにおける白人人口の増加と社会経済状況

地元ハワイにおける管理売春反対運動は、1900年以降、白人中産階級によって推し進められていくが、その背景には、ハワイのアングロ系白人人口の増加

¹⁹⁾ 藤井秀五郎『新布哇』(太平館, 1900年), 269-70頁.

²⁰⁾ 牛島英彦『行こかメリケン, 戻ろかジャパン — ハワイ移民の 100 年』 (講談社, 1989 年), 139-40 頁.

²¹⁾ 藤井、『新布哇』, 269 頁. この「倶楽部」については、どの団体を示しているかは不明である。藤井は、日本人娼婦が保護下にある団体として「連合倶楽部」に触れている(455-56 頁)ので、それを指している可能性がある. 1903 年に「十弗倶楽部」(英語表記「Ten Dollar Club」)という同様の団体が設立され、後述するように、連邦政府によって大々的に摘発される.

人種・民族 1890 1900 1920 % % % 1910 % ハワイ人 34,436 38 29.799 19 26,041 14 23,723 9 ハワイ人との混血 6,186 7 9.857 6 12,506 7 18,027 7 白人 18,939 26,819 44.048 54,742 21 17 23 21 プエルトリコ人 4.890 3 5.602 2 ポルトガル人 12.719 18.272 22.301 27.002 14 12 12 11 スペイン人 1.990 1 2.430 1 その他の白人 6,220 8,547 14,867 19,708 7 6 8 8 中国人 16,752 19 25,767 17 21,674 11 23,507 9 フィリピン人 2.361 1 21.031 8 日本人 12,610 14 61.111 40 79,675 **42** 109,274 43 朝鮮人 4,533 2 4,950 2 黒人 233 **0.2** 695 **0.4** 348 0.1 アメリカインディアン その他すべて 1,067 1 415 0.3 376 0.2 310 0 Total 89.990 154.001 191.909 255.912

図1. ハワイの人種・民族別人口表, 1890~1900年

[典拠] Robert C. Schmitt, *Historical Statistics of Hawaii* (Honolulu: University Press of Hawaii, 1977), 25.

と、ハワイにおける住民の定住化がある。ハワイではアングロ系が多数派を占めたことはないが、プエルトリコ人・ポルトガル人・スペイン人を除く白人人口は1890~1900年に37%、1900~1910年に74%、1910~1920年に33%の増加率を示し、特にハワイが準州に昇格した1900年からの10年間で増加した。ハワイ全体の就業者の人口を見ると、1890~1920年の時期を通じて農業労働者が最も多いが、その他の職業では、製造業、交通、コミュニケーション、軍事、公務、専門職、事務職などの一般職に従事する人々も増加した。農園経営者、政府官吏、宣教師などエリートによって構成されていたハワイの白人社会で、中産階級・労働者が増えたことがわかる。さらに、就学人口(5~24歳)も、1890~1900に56%、1900~1910年に90%、1910~1920年に67%の伸び率を示し、白人・有色人を含めて、子供が生まれ、定住化が進んだことが明らかである。ホノルルの都市化が進み、家庭が形成されるなかで、飲酒や売買春の家庭生活への影響を懸念する人が白人・有色人ともに増えたと考えられる²¹。

	ハワイ人	混血	日本人	フランス人	イギリス人	アメリカ人	計
1898年12月 1899年12月	26 19	5	115 226	8 20	2 2	1 2	157 269

図2. 登録売買春女性の民族別内訳. 1898~1899年

[典拠] Henry E. Cooper, *Report of the Attorney General, 1899* (Honolulu: Hawaiian Gazette Co., 1900), 8-9:宮本,「必要悪か社会悪か?」, 40頁, で引用されている。

3.2. 「柵地」(Stockade) 設置に反対する運動の開始

前述のように、管理売春政策に反対する運動は、1900年のチャイナタウン大火災以前から地元のキリスト教者たちにより行われていたが、指定地が町の中心部に近いことから、市民生活への影響を懸念する運動家は批判の声を上げていた。1899年8月と9月、カメハメハ手工学校の元校長で、ハワイ人の青年に手工技術を授けることに尽力したセントラル・ユニオン教会の牧師セオドア・リチャーズ(Theodore Richards)は、Advertiser 誌に投書し、パウアヒ街で売買春がハワイ政府に保護されていることを指摘し、近くを歩く子供たちへの道徳的影響、通りの名前の由来であるハワイ王室の女性(Bernice Pauahi Bishop)の名誉を汚すこと、などの弊害に注意を促した。対応策として、通りの名前を変えること、管理売春政策については、廃止するか、そうでなければ指定地を郊外に移動するべきである、と政府への要望を記している²³⁾。前述のように、衛生局と警察は、売買春女性をパウアヒ街に集め、目立たないように管理したのだが、登録日本人女性の数が1896年115人から1899年の226人へと倍化した結果、近隣住民の目につきやすくなったと思われる²⁴⁾。

こうした中で1900年1~2月に起きたチャイナタウンの大火災は、管理売春 に反対する人々を結集させるきっかけとなった。火災後、売買春女性および周

^{22) 1900} 年~1920 年の時期の就業者, 学校の数, 在籍者数については Robert C. Schmitt, *Historical Statistics of Hawaii* (Honolulu: University Press of Hawaii, 1977), 122, 214, 225 を参照.

^{23) &}quot;Pauahi Street," PCA, August 28, 1899, 5; "Pauahi Street: Another Letter from Mr. Richards," PCA, September 7, 1899, 5.

²⁴⁾ 宮本,「必要悪か社会悪か?」, 40 頁.

旋者が居場所を失い、市内各所に移動しつつあった3月下旬、地元の牧師たちは企業家たちをキリスト教青年会(YMCA)での会議に招き、火災後に市中に拡散したフランス人および日本人娼婦たちをどうすべきか討議した²⁵。翌4月上旬には、前述のリチャーズ牧師を含む宗教家たちが、日本人売買春女性に寄生する周旋者が組織化することを防ぐため、彼らをハワイから排除することを提案・決議した²⁶。そのために、彼らが法的な拠り所にしたのは、日本とハワイ王国間で結ばれた「日布渡航条約」(1886年)である。第9条には「不良不善無頼ノ日本人布哇国ニ到リ渡航人ノ中ニ紛議騒擾ヲ醸シ又ハ放蕩ニ誘因シ若ハ布哇政府ノ負担トナルヘキモノハ同政府ニ於テ之ヲ日本へ送還スルハ日本政府ノ承諾スル所ナリ」とあり、公の秩序を乱す者、経済的に政府の負担となる者は、本国送還の対象とされていた²⁷。そこで牧師たちは、弁護士を雇い、必要な証拠を入手し、司法長官に法の執行を求めたのである。

摘発に必要な証拠を集めて法の執行を求める方策は、当時、合衆国東部の都市部で行われていた「悪徳」に対する運動のアプローチに似ていた。例えば、ニューヨーク市のチャールズ・パークハースト(Charles Parkhurst)が率いる「悪徳撲滅協会」(Society for the Suppression of Vice)は、タマニー・ホールに代表される汚職に対する運動で知られるが、彼らは、買収されている地元の警察が摘発に動こうとしない問題への対応策として、探偵を雇い、汚職の証拠を入手し、それを提出して法の執行を求める、という方法を採用した280。上記のハワイにおける牧師たちの活動について報道した Honolulu Star 誌や Advertiser誌は、その方法がパークハースト率いる「悪徳撲滅協会」のそれに似ていたので、中心となっていた牧師セオドア・リチャーズをハワイの「パークハースト博士」と称した290。19世紀以降に合衆国全土で展開した革新主義の改革運動が、

- 25) "Social Evil Question," HS, March 24, 1900, 5.
- 26) "A Dr. Parkhurst Arises," HS, April 5, 1900, 1.
- 27) 外務省『条約彙纂』(改訂)(丸善, 1889年), 543頁.
- 28) Wilbur R. Miller, A History of Private Policing in the United States (New York: Bloomsbury Academic, 2019), 107.
- 29) "A Dr.Parkhurst Arises," HS, April 5, 1900, 1; "The Japanese Procurers," PCA, April 5, 1900, 5: No-title, PCA, April 6, 1900, 4.

アメリカ併合後のハワイにおける禁酒運動や売春反対運動の活動家たちにも影響を与えていた可能性を示す事例である。

こうした地元改革派の人々からの請願を受けて、1900年5月、ハワイ領司法長官代理 E. ドール (E.P. Dole) は、30名以上の日本人男性に逮捕状を出し、刑事告訴を開始した³⁰⁰。管理政策を推進してきた地元政府がなぜ摘発に踏みきったのかは不明であるが、摘発に際して、治安を乱す不良団体を一掃することを願う日本人たちが、ハワイ政府に対して周旋者の摘発を請願していたことは注目に値する。この摘発に前後して、匿名の日本人56名からハワイ共和国宛に提出された英文請願書が Advertiser 誌に掲載されており、そこには、摘発されるべき周旋者たちの名前に加えて以下のメッセージが記されている:

彼らは我々の町で秩序を乱す要素であり、日本人コミュニティにとって 頭痛の種である、と断言します。彼らは集団的または個人的な暴力行為と 無秩序さで有名で、(日本人住民たちに)恐れられています(中略)かれ らは町から排除されるべきと信じます³¹)。

売買春業の秩序だった経営をめざす「倶楽部」については、警察との間に協力関係がなりたっていたが、治安を乱すいわゆる「不良団体」については、地元政府も問題視しており、火災をきっかけに、撲滅の一環として周旋者の摘発に踏み切ったのではないだろうか³²⁾。

裁判では、まずヤグチという日本人男性がテスト・ケースとして裁かれ、証人としてリオという日本人女性が召喚された。リオの証言によれば、彼女は1899年10月に夫と出稼ぎのためハワイに渡航したが、夫により別の日本人男性に75ドルで売られた。その男性は、リオをカウアイ島に連れて行こうとしたが、リオが抵抗したので、別の男性ヤグチに300ドルで転売した。その後リオは、

^{30) &}quot;War Against Procurers," EB, May 5, 1900, 1.

^{31) &}quot;The Japanese Clubs That Terrorize the Colony," PCA, May 11, 1900, 3.

³²⁾ 火災後に日本人の商店がヒモたちにより恐喝を受けていることが新聞に投書されている: "The Japanese Procurers," PCA, April 5, 1900, 5.

ホノルルで売春に従事し、月125ドルの収入はヤグチが得ていたと言う。なぜ抵抗しなかったのか質問されると、自分がヤグチの「財産」だったから、とリオは回答した、と Advertiser 誌が伝えている³³。しかし、判事フリアーは、「女性が被告の指示でリバー街に部屋を借りていた」という事実が、「平和を乱したという証拠になるかどうかは疑問が残る」として、ヤグチおよび外15名全員に対する起訴を取り下げた³⁴。つまり、女性が部屋を借り売春をし、その収入をヤグチが得ていたにせよ、女性がそれに抵抗したというわけでもなく、ヤグチがその他の日本人住民に暴力行為を働いたわけでもないので、「平和を乱した」罪で訴求することは困難であると判断したのだ。

3.3. 管理売春に関する広報活動

法的には、周旋者を処罰するには限界があることが示されたが、運動家たちは、市民に注意を促すため、イヴィレイの現状を周知することに注力した。そして彼らの活動は、1900年6月に発刊された革新系新聞 Honolulu Republican (以下 Republican) により積極的に報道された。イヴィレイに「柵地」ができてまもなく、Republican 誌は「奴隷制度がホノルルに存在する」と題する記事を掲載し、イヴィレイで宣教活動する牧師アズビル(W. K. Azbill)による「柵地」の現状報告を伝えている。アズビルによれば、イヴィレイでは「200の部屋を含む悪い目的のために使われている共同宿舎が、火事の起きた場所のようにフェンスで囲まれ」、「パトロン、主として中国人とヨーロッパ人、が常に出入りしている」。メイン・エントランスには多くの人が集まり、客引きをしており、警察がその警備にあたっている。営業ルールが日本語で表示されており、アズビル氏はそれを英訳している(以下日本語訳):

^{33) &}quot;The Japanese Clubs That Terrorize the Colony," PCA, May 11, 1900, 3.

^{34) &}quot;Jap Procurers are Free," HS, May 11, 1900, 1; "They Are Free," PCA, May 12, 1900, 16.

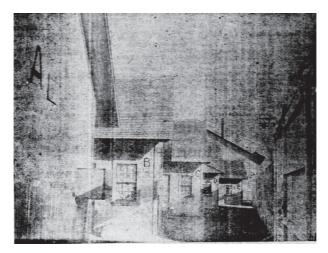
イヴィレイ警察署規則

- 1. 営業時間、午後4時から午前2時。ゲートはその時間のみ開放する。
- 2. 娼婦は自分の部屋に滞在すること。決して道路で営業しないこと。
- 3. 娼婦は、希望すれば夜通し部屋に待機することができる。何時でも出入りしてよいが、上記の時間の後は営業することは許されない。
- 4. 娼婦の主人, あるいは寄生する者(娼妓の居候)は, フェンスの内側 に滞在することや. 娼婦と夜間に同衾することは許されない。
- 5. 未成年は柵地の中に入ることは許されない。
- 6. 警察官は午後4~6時に署に滞在している。1名が4~12時。1名が 12~6時。(中略)
- 7. 警察の業務は、騒ぎが起きたら即時に静めること、そしてこの地における秩序を守ることである。

警察の営業規則がこうして日本語で表示されているのは、もちろん、そこで働く女性と雇用主の大半が日本人であるからだろう。こうして警察が管理する状況を指摘し、アズビル氏は売買春が「ホノルルの警察署に認可され、正式に組織されている」事実を強調する³⁵⁾。

このアズビル氏の告発に続き、Republican 誌記者はイヴィレイの「柵地」を訪れ、状況をより詳細に報告している。それによれば、「柵地」は1.5~2.0 エーカー(6,000~8,000平米)の広さで、10~12フィート(3~4メートル)のフェンスで囲われ、四方に1つずつ入口がある。敷地には5棟の長屋(A~E)があり、総計240の「檻」(cage)がある。各部屋はベッドが1つあるのみで簡素なつくりとなっており、部屋を借りる女性たちは月15ドルの家賃を納めている。「柵地」の外には、飲料や菓子類などを売る小店の入る建物があり、売買春女性に付随する主人たちが経営している。これらの小店の裏あるいは二階に部屋があり、女性たちは、営業時間(午後4時~午前2時)以外はここで

^{35) &}quot;Slavery Exists in Honolulu, and Human Chattels Herded in Stockades," *Honolulu Republican* (以下 HR), August 25, 1900, 1.



「柵地」内の5つの長屋(A~E), 各50ほどの「檻」(小部屋) を有する [典拠] Honolulu Republican, September 2, 1900, 1.

寝起きしている。夜になると、多数の男性が「柵地」に入り、「子牛の品評会 で動物を見るかのように」部屋をのぞく。この記事で、Republican 記者は、女 性を「奴隷」(slave)、周旋者を「主人」(master) と呼び、南北戦争以前に合 衆国南部諸州に存在した黒人奴隷制における主従関係との類似性を示唆する。 また、女性たちが住む建物を「pen」(家畜小屋/黒人奴隷を売買する際に収容 していた建物)と表現し、主人への隷属状態を強調している。この「悪徳と病 気の巣窟をいつまでハワイ政府は保護するのか? | と問いかけて結んでいる30。

[悪徳]や政治の腐敗などの実態を暴露することを通じて市民の社会問題へ の関心を高める方法は、19世紀末の合衆国で、社会改革家・ジャーナリスト・ キリスト教者などがしばしば採用し、彼らは「醜聞を暴き立てる者」(muckraker)と呼ばれていた。売買春に関しては、1880年代にイギリス人のウィリ アム・スティード(William T. Stead)によってロンドンにおける少女の人身売 買の「実態」についての暴露記事が発行され、こうした「白人奴隷」(white

^{36) &}quot;Description of the Stockaded Pens of Vice Existing in Iwilei," HR, September 2, 1900, 1.

slavery)に関する記事が、合衆国本土における売春反対運動に影響を与えたと指摘されてきた³⁷⁾。前述のニューヨークの牧師パークハーストも、1890年代から、地元官憲と「悪徳」の癒着に関する調査を行い、合衆国でも女性が売春目的に売買されていることを示すために、「悪徳」市場の「実態」を暴露した³⁸⁾。こうした活動は、1910年前後から本土の都市部でより広まっていくが、1900年前後のハワイにおいても、管理売春反対の運動家たちが同様の関心を持ち、類似した方法で取り組んでいたことは注目に値する。

革新主義運動の影響という点では、当時合衆国全土で盛り上がっていた禁酒運動の影響も重要である。禁酒運動は、第二次宗教大覚醒期(1810~30年代)に教会における女性の役割が高まるとともに、都市部や工業化にともなうさまざまな社会問題に、北部の白人中産階級女性たちが改良運動に取り組んでいくなかで発展した。飲酒は家庭内のさまざまな問題の原因と見なされ、女性キリスト教禁酒同盟(Woman's Christian Temperance Union)を中心に運動が展開された。19世紀後半からは、英米の活動家を中心とする国境を越えた活動にも発展し、1901年1月には、ハワイにも女性キリスト禁酒同盟のジェシー・アッカーマン(Jessie Ackerman)とアダ・マーカット(Ada Murcutt)が訪問し、話題となった。

ハワイにおけるアッカーマンとマーカットの活動は禁酒演説が中心だったが、 そのかたわら、1901年1月下旬に二人はイヴィレイ「柵地」の調査を行い、後 日マーカットがそれについてセントラル・ユニオン教会で演説を行った。演説 では、売買春女性に日本人が多いこと、周旋者が日本人女性と偽装結婚してハ

³⁷⁾ Mark Thomas Connelly, *The Response to Prostitution in the Progressive Era* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1980), 15, 112; Barbara Meil Hobson, *Uneasy Virtue: The Politics of Prostitution and the American Reform Tradition* (Chicago: University of Chicago Press, 1990; originally published in 1987), 142; Ruth Rosen, *Lost Sisterhood: Prostitution in America*, 1900–1918 (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1994; originally published in 1982), 1, 116–17; Brian Donovan, *White Slave Crusades: Race, Gender, and Anti-vice Activism*, 1887–1917 (Urbana: University of Illinois Press, 2006), 18–19, 31–36, 38–42.

³⁸⁾ Rosen, Lost Sisterhood, 14-15.

ワイに連れてきていること、ホノルルで割りの良い仕事を約束しプランテーションで働く女性を勧誘すること、女性はホノルルのホテルに監禁され、借金返済を迫られてイヴィレイの「柵地」で労働を強いられること、などが報告された。この演説を報道した Republican 誌によれば、マーカットは、女性たちが日夜監禁されている状況を「救いがたい隷属」(abject slavery) と形容し、20世紀がすでに始まったのに「文明化されたコミュニティ」であるホノルルにおいて、警察や衛生局の管理下でイヴィレイが運営されていることは恥ずべきことであり、彼女が訪れた世界各地でも例を見ないものであり、奴隷制を禁じている合衆国憲法の条項にも違反していると指摘した390。その翌月には、ハワイにも禁酒同盟(Anti-Saloon League)が設立され、売春反対運動を率いてきたリチャーズ牧師が初代会長になり、他の管理売春に反対する牧師たち(アズビルやコーリーなど)もこうした禁酒運動に参加していた400。本国と同様に、ハワイでも飲酒と売春の問題についての取り組みは、相互に影響を与え合い、同時に盛り上がっていくのである。

3.4. 反対演説・新聞社説の「文明」言説

一連の暴露記事により、イヴィレイの現状について関心を寄せるホノルル市 民が増え、キリスト教者を中心とする運動が盛り上がり、それ以降、教会など で演説が行われるようになり、それらは地元の新聞で報道された。こうした演 説や新聞の社説の言説には、前述のように、本土で盛り上がった革新主義運動 の影響もみられるが、それに加えて、宮本(2013年)が指摘したように、ハワ イが「文明化」されたアメリカ合衆国の一部になったという意識が、地元の運 動家たちに共有されていたことも重要である⁴¹⁾。

^{39) &}quot;Honolulu's Sins Vividly Portrayed," HR, January 30, 1901, 1; "Miss Murcutt Before Board of Missions," HR, February 6, 1901, 1.

^{40) &}quot;Anti-Saloon Crusade," HS, February 11, 1901, 1; "Dr.Chapman'Spotted'by the Saloon Men," HR, March 2, 1901, 8; "Anti-Saloon League Ready for Business," HR, March 5, 1901, 1.

⁴¹⁾ 宮本,「必要悪か社会悪か?」, 43 頁.

例えば、ホノルル・クリスチャン教会のアルバート・コーリー牧師による演 説がある。1902年2月末.「ホノルルのキリスト教者はイヴィレイを許容すべ きか?」と題する演説を行った。コーリーは、イヴィレイでは女性が奴隷状態 にあり、政府の管理下で売買春が行われていること、1897年の刑法で処罰の対 象とされている行為(特に迷惑行為)が平然と行われていることを糾弾してい る。そして、衛生面の問題、犯罪の増加、道徳の低下など、イギリスほか各国 の事例を紹介し、管理売春政策による弊害を指摘した。コーリーは、イヴィレ イの存在により、妻や子供たち、家庭、ホノルルの町全体の道徳が低下するこ とを憂慮し、「キリスト教徒としての尊厳に値する政府と人々は、悪徳と合意 を結んだりしない。恥ずべきことを見て見ぬふりをしたり。この不道徳で法を 犯す組織を許容するものではない」と主張した。神・家庭・子供のため、とい う大義は、革新主義時代のキリスト教団体の主張によく見られるが、ハワイに おいても、キリスト教運動家たちの思想的な核を形成し、それを論拠にして地 元の政府・警察に対して周旋者の処罰を求めていく42。また、宮本によれば、 後日出版された演説冊子の中で、コーリーは「星条旗の下で軽減条例のような 法律が存在する場所はどこにもない、これまで存在していた地域でも今は撤廃 されている | と批判しており、ハワイが「文明化 | された合衆国の一部である ことを重視していることがわかる43)。

ハワイが「文明化」された合衆国の一部であるという意識は、キリスト教者 以外の運動家にも共有されていた。例えば、管理売春反対運動を支持する Republican 誌の主筆エドウィン・ギル (Edwin S. Gill) は、1903年3月、「日本か らの教訓」と題する社説を掲載し、日本との比較を通じてハワイの管理売春を 批判している。それによると、イヴィレイの管理売春を支持する人々は、日本 の公娼制度をモデルと見なしているが、皮肉なことに、その日本では、救世軍 を中心とするキリスト教者の運動により法律が改正され、東京では429名の女

^{42) &}quot;What is the Duty of Christian People," HR, February 27, 1901, 1, 15. Greer, "Collarbone," 6; Hori, "Japanese Prostitution," 120.

⁴³⁾ 宮本,「必要悪か社会悪か?」, 43 頁.

性が「恥ずべき生活」を自分から辞めた、と報告し、読者に問いかける:

公認された悪徳を撲滅する努力において、ハワイには半文明(semi-civilized)の日本よりも19世紀のキリスト教文明(の精神)が見られない、と言われてよいのか?この公平なる領土が悪徳を公認し、政府が保護の手を差し伸べているという事実が、我々のアメリカの隣人の眼にどのように映るだろうか?我がコミュニティの道徳的・キリスト教的感情を結集し、悪徳に対して団結するのは、まさしく今、この時です440。

この言説の中では、「半文明」の国である日本の公娼制度を模範にし、売買春というキリスト教における「悪徳」に対する運動においても遅れているハワイの現状に鑑みて、売春管理を許容し続けるハワイ社会における道徳観を問題視している。ハワイがキリスト教「文明国」アメリカの一部となったこの時期は、「文明」とハワイを結びつける言説が、共和国時代から続く古い性の価値観との対比の中で強まり、管理売春を許容する市政への批判が強まっていくのである。また、日本におけるキリスト教者の売春反対運動が、国境を越えてハワイにおける売買春の議論に影響するトランスナショナルな側面も垣間見られる。

4. ハワイ準州第一巡回裁判所 (First Circuit Court) の裁判事例

4.1. ハンフリーズ判事の就任と地元官憲の反発

1900年4月末、「ハワイ基本法」(Hawaiian Organic Act)が成立し、ハワイは合衆国の準州に昇格した。同年6月には、新たにハワイ領政府が設立された。官僚人事で大きな変化はなく、共和国大統領 S. ドールが初代準州知事に任命され、共和国時代の政府官僚たちが準州政府の重要なポストを占めた45。しか

^{44) &}quot;A Lesson from Japan," HR, March 5, 1901, 4.

^{45) &}quot;The Territorial Officers," HS, June 13, 1900, 1.

し、裁判所の構成と人事で重要な変化があり、これが、共和国時代から黙認・ 管理されてきた売買春に重要な影響を与えることになる。

まず、マッキンリー大統領により巡回裁判所の第一判事として、ハワイにルーツを持たない32歳のエイブラハム・ハンフリーズ(Abraham S. Humphreys)が任命されたことがある。ミシシッピ州出身のハンフリーズは1895年にハワイに渡航し、96年に中国人大富豪アフォン(Chun Afong)の娘マリアと結婚。その財力で Republican 誌を発刊し、管理売春を批判する記事を掲載し、反対運動を支えた460。ハワイが準州に昇格した直後、マッキンリー大統領の指名を受け、1900年8月に第一巡回裁判所判事に就任した。イヴィレイで黙認されている売買春を問題視するハンフリーは、就任直後の1901年8月、大陪審に対し「日本人売春宿が運営されている状況」と「警察が建物の経営者から報酬を得ているかどうか」調査報告するよう命じた470。しかし、報告書では、管理売春に問題はないとされ、「衛生局と、ある程度は、警察の管理の下に売春宿が運営されていることは望ましい」と結論された480。

1901年2月,再度,判事は大陪審に調査を命じたが,報告書では,警察が売買春団体から定期的に賄賂を受け取っている事実は認められず,「政府の役人が手数料を受け取った,それらを請求した,売春のためのライセンスを発行した,などの事実を確認することはできませんでした」と回答されている。さらに,「この場所の状況や施設の運営は、大陪審の意見としては,この種の場所としては満足のいくものです。孤立して,町からも遠く,売春の害毒はこの地に限られ,町に広がる事はありません」と,市民生活に影響を及ぼさない場所で行われるかぎりは売買春に問題はない、という意見である4%。

⁴⁶⁾ Bob Dye, Merchant Prince of the Sandalwood Mountains: Afong and the Chinese in Hawaii (Honolulu: University of Hawaii Press, 1997), 228; "Mr.Humphreys Shows Facts," EB, April 24, 1900, 1; "Sensational Affidavit," HS, May 25, 1901, 1; "Executive Interference," HR, May 26, 1901, 1.

^{47) &}quot;A Strong Charge to the First Grand Jury," HR, August 7, 1900, 1, 5.

^{48) &}quot;It Was a Big Coat of Whitewash That Grand Jury Smeared on Everything," HR, August 24, 1900, 1; "After the Ball is Over," *Independent*, August 24, 1900, 1; "Labors of Grand Jury Now Ended," PCA, August 24, 1900, 5.

こうした意見は、ハワイ共和国時代からの官僚の意見を反映しており、司法 長官 E. ドール(準州知事 S. ドールの従弟)の態度に示されている。1901年6 月、ニューヨーク州ロチェスター神学校のマックレア氏(Tully McCrea)は、 イヴィレイの管理売春に関する女性キリスト教禁酒同盟のアッカーマンによる 調査報告を読み、抗議書を合衆国大統領に送付した。それについて準州知事代 理クーパーが E. ドール長官に説明を求めた。回答書の中で E. ドールは、ハワ イにおける売春管理と政府の役割、さらに彼自身の考えを説明している。彼に よれば、ハワイにおける政府の売買春管理は、1860年に成立された軽減条例に 基づいており、1892年に条例の施行の管轄が衛生局に移管されることが決定し た。現在は、女性に登録を義務づけ、応じない女性は収監する。内務省から給 与を受ける医師が、2週間毎に登録した女性たちを検診し、病気の場合は無料 で治療する。指定地区以外で売春する女性は警察が逮捕し、裁判所が懲役を課 す。売春管理についてのさまざまな意見があることを認める一方で、「(女性た ちは) イヴィレイと呼ばれる地域に隔離され、閉鎖されているので、そこに行 かなければ会うことはありません」と、市民生活から隔離されている点を強調 する。売買春を必要悪として管理することが必要な理由として、港町のホノル ルでは男性が女性の数を圧倒していること、さまざまな人種が混住しているこ と、ハンセン病と性病が広まる可能性、の3点を挙げている。そもそも1860年 の軽減条例は、消滅しつつあるハワイ人種を「助けるため」であった、そして 現在もその必要性がある、と主張している。売買春を管理する道徳的な問題に は触れず、ハワイ人の救済という話にすり換えている50)。

こうした司法・行政による管理売春政策について、ハワイの政治家たちはどのように考えていたのだろうか。地元キリスト教者の反対運動が盛り上がる中で、1901年2月、ハワイ準州議会では、大陪審の調査とは別に独立調査委員会

^{49) &}quot;Charge to the Jury," EB, February 4, 1901, 1, 4; "The Grand Jury's Final Report of February Term," HR, March 6, 1901, 1.

⁵⁰⁾ From Attorney General E.P. Dole to Acting Governor Henry E. Cooper, in "Dole-Territorial Departments Attorney General, 1901," Honolulu State Archives.

を結成し、イヴィレイを訪問しその状態を調査した。その結果として、委員長 は下のように述べている:

私が考えるところ、これは社会悪に対する最良の解決策です。以前、女性たちはチャイナタウンのいたる所にいました。近くの酒場から来た船員や兵士が、近隣の平和と秩序を常に乱していました。ここでは、子供たちが立ち入ることが許されていません。居住者たちは、警察と衛生局の管理下にあります。港町であるホノルルでは、我々はこの悪徳を撲滅することは決して望めません、しかし、少なくとも管理することはできるのです510。

警察や政府と同様に、公共の秩序を保ち、子供たちへの影響、撲滅による拡散の可能性を考慮した結果、管理するべきである。と結論している⁵²。

行政府・議会の大多数が管理売春を擁護するなかで、改革派のハンフリーズ判事はしだいに追い込まれていった。一因として、判事の発刊した Republican 誌が、準州知事 S. ドールをはじめとする共和国時代からハワイの政界・産業界で重要な地位を占めてきた政府高官たちへの批判を先鋭化していたことがある。それに対し、政界・産業界の利益を支持する Advertiser 誌は、ハンフリーズ判事に対する批判を誌上で展開した。1901年5月には、Advertiser 発行人のサーストン(L. A. Thurston)が主導するハワイ弁護士会が、ハンフリーズ判事が自分の個人的・政治的な目的のために判事としての地位を利用した、として弁護士会からの除名処分を決定した。さらに、ハワイ弁護士会は、合衆国司法長官ノックス(Philander C. Knox)に、ハンフリーズの巡回裁判所判事罷免の請願を提出した 59 。しかし同年9月、調査を終えた司法長官ノックスは、「ハンフリーズ判事に対するすべての訴え」は「彼の退職の正しい理由とは全くな

^{51) &}quot;Independent Legislators in a Body Visit Iwilei," HR, February 3, 1901, 10.

⁵²⁾ これについては、管理売春を擁護する立場にあるブラウン高保安官が二人をガイドしたことに批判もあった: An editorial (no title), HR, February 5, 1901, 4.

^{53) &}quot;Thurston's Resolution Railroad," EB, May 29, 1901, 1.

ら」ず、「彼の誠実さは決して疑問視されることはない」と結論し、弁護士会の訴えを退けた⁵⁴⁾。こうして、ハンフリーズ判事の意向に沿った刑法の運用が行われることになると思われたが、翌年7月、判事は個人弁護士として開業するという理由で、自ら巡回裁判所判事の職を辞任した⁵⁵⁾。辞任の本当の理由は明らかにされなかったが、判事としての仕事が困難を伴うものであったこと、後述するように、巡回裁判所で管理売春の処罰がそれほど進まなかったこと、などの可能性が考えられる。

4.2. 「売春斡旋」(soliciting)・「無秩序な家屋の運営」(keeping a disorderly house) による摘発

ハンフリーズが判事を務めていた1900年から1902年は、管理売春に対する運動が盛り上がった時期であるが、その時期、ホノルルの巡回裁判所で日本人売買春女性・周旋者・雇用主に関する刑事裁判が起こされたのは、4件のみであった。準州の検察官が刑事告訴する場合、証拠を提出する必要があるが、その際、現場の警察の協力が得られなかったことが一因と考えられる。以下、その4件の裁判を分析し、地方レベルでの法の運用を検討する。

一つ目は、1900年10月、巡回裁判所で、アンドウという男性が、刑法第100条の「売春斡旋」(soliciting)で起訴されたケースである⁵⁶⁾。証人として召喚されたのは、サヨとユキエという二人の女性である。サヨの証言によると、二人は1900年7月まで、パラマ地区のヨコカワという男性の自宅で売春をしていた。しかし、売春による収入が十分でないという理由で、ヨコカワから日常的に殴

^{54) &}quot;Favorable Report," HS, September 12, 1901, 3; "No Mercy for Thurston and His Crew," EB, September 27, 1901, 1.

^{55) &}quot;Judge Humphreys Announces His Resignation," EB, July 5, 1902, 1.

⁵⁶⁾ ハワイにおける刑法 (Penal Code) は、王国時代の 1850 年に成立し、1869 年に改正された、1897 年、それまでに存在した法律がハワイ刑法 (Penal Code of Hawaiian Islands) としてまとめられた、準州昇格後、1905 年にハワイ改正法 (Revised Laws of Hawaii) が成立し、それに 1869 年以降の民法と刑法の内容が含められた、従って、1900~1902 年の時期に準州の巡回裁判所で参照された刑法とは、共和国時代に成立した 1897 年の刑法を指す、Hawaiian Historical Society、1905 (Honolulu: Hawaiian Historical Society、1906)、48, 53, 58-59.

る蹴るの暴行を受け、耐えられなくなった二人は逃げ出した。サヨはもともと 夫と農園に居住していたが、夫が「ひどい賭博師で酔っ払い」だったので、彼 のもとを去り、ヨコカワに会い、当初は「料理人」として彼の自宅で働いてい たそうである。もう一人の女性ユキエの証言によると、二人はヨコカワの自宅 で売春をしている時、彼から家具や生活費として350ドルの借金があると言わ れていたので、ヨコカワの下を去る際、その借金を返済するため、ホノルル市 内のアンドウという日本人男性から480ドル借りた。その時、ユキエはアンド ウに「私は(イヴィレイで)売春婦になります」と告げたという。アンドウに 部屋を用意してくれるよう頼むと、カネマツという男性の家に連れて行かれ、 アンドウがその部屋の家賃を支払ったと述べている。ユキエは借りた480ドル から350ドルをヨコカワに支払い、残りの150ドルで衣服その他を買ったと証言 している⁵⁷⁰。

アンドウも召喚され、彼によると、二人の女性とはホノルルで初めて会ったという。「私は彼女たちの仕事については知らなかった」と主張。480ドルは貸与したが、「私は単に手助けしただけです。何の報酬も求めていません」と述べ、430ドルはすでに返済されたと加えた。しかし、証拠物件としてアンドウの会計帳簿が提出され、そこには、サヨが売春によって日々稼いだ金額の記録が記され、サヨの売春営業行為をアンドウが把握していたことが明らかになった。またユキエの証言により、売春する部屋の家賃もアンドウが払っていたことが明らかとなり、アンドウは売春の斡旋で有罪となり、6か月の懲役を宣告された580。

二人の女性に売春をさせていたヨコカワも後日, 売春斡旋で起訴された。この件でもサヨとユキエが召喚され, 売春をするまでの経緯を述べている。サヨは, ヨコカワの下で初めて売春に従事したわけではなかったようで,「(ヨコカワは) 私が娼婦であったことを知っていて(私に) 娼婦になることを強いたのです」と述べている。ユキエは, ヨコカワとは日本で郷里が同じであり, 渡航

⁵⁷⁾ Criminal Case File, no. 2849, Oct. 1900, First Circuit Court, Honolulu.

⁵⁸⁾ Ibid.

以前から何年も面識があった、と述べている。ヨコカワと「一時的な妻」(仮の夫婦)として渡航したわけではない、と述べ、単独で渡航したことを主張した。証拠物件には、二人の売春による「取上」や「納高」を示す日本語の記録もあり、「安藤」だけでなく「鳥海ヨシ」という同居する女性にも、収入から支払われていたことが示されている。この「鳥海」という女性については不明であるが、二人をリクルートした女性、あるいは「遣り手」(売買春女性の監督をする年配の女性)であろうか。これらの証言と証拠により、ヨコカワは売春斡旋で有罪となり、6か月の懲役を宣告されている59。

さらに、ヨコカワは「無秩序な家屋の運営」(keeping a disorderly house)(刑法第489条)の罪でも同時に起訴されている。ユキエは、パラマ地区のヨコカワ宅では、自分とサヨのほかにも二人の日本人女性が売春を行っていたと証言している。また、サヨによると、売春を始めるにあたり、二人はヨコカワから「ライセンスを取りに行くように」指示され、どこかで金を払い受領したと言う。そして、これは「大火災が起きるずっと前」とサヨが述べているので、イヴィレイに「柵地」ができる以前から周辺のパラマ地区では、警察あるいは衛生局が登録女性にライセンスを発行していたことを示唆している。売春していた当時、ヨコカワが部屋代を支払い、売春による収入は全てヨコカワに渡していたそうである。ヨコカワは「無秩序な家屋の運営」で有罪判決を受け、100ドルの罰金を科された⁶⁰)。

上記3つの裁判の重要な点は、売買春女性の具体的な証言を得ることによって、売春斡旋で周旋者を刑事起訴する法的道筋が示された、ということである。また、この事件における売春行為や人身売買は、管理売春反対派の Republican 誌などでは「人間の奴隷制」と呼ばれ、二人の女性は「動産」(chattel)と描写されたが、二人の女性たちは、売春行為それ自体を「悪徳」と見てはいなかった、という点も重要である⁶¹⁾。売春を斡旋したアンドウに対して、サヨが「彼

⁵⁹⁾ Criminal Case File, no. 2906, Oct. 1900, First Circuit Court, Honolulu.

⁶⁰⁾ Criminal Case File, no. 2958, Oct. 1900-May 1901, First Circuit Court, Honolulu.

^{61) &}quot;Human Slavery as It Exists in Iwilei," HR, Oct. 28, 1900, 1.

は慈善行為として金を貸してくれました」と述べているように、ヨコカワの拘束から逃れるための資金を提供してくれたことに感謝し、その返済手段として売春を自らの意思で始めたことを認めている。また、ユキエの場合は、日本で売春に従事していた事実を認めており、ハワイで初めて売春を強いられたというわけではない。つまり、女性たちが問題にしたのは、売春行為の道徳性ではなく、雇用主であるヨコカワによる搾取と暴力である。警察に助けを求めたのは、ヨコカワの拘束から逃れるためであった。

4つ目の件も、女性の証言が決定的となったケースである。1901年4月、ハ ラダという男性が、前述の件と同様、売春斡旋の罪で裁かれた。斡旋されたの はナカヤマ・ミサヲという女性であり、証言によれば、彼女は2年前(1899) 年)にナカヤマ・シグチという男性とハワイに来たが、結婚はしておらず「仮 の夫」であったと述べている。「ナカヤマ」という苗字は、「その仮の夫から得 た」と述べているので、「仮夫婦」として旅券を日本で受領した可能性が高い。 入国後、夫が「私を適切に扱わなかった」ので離別し、ハラダと会い、1900年 6月からワイアラエのコーヒー農園で彼と働いていた。しかし、稼ぎの全ては ハラダが浪費したという。その後、二人はホノルルに移住し、イヴィレイで売 春するようハラダに強く勧められたが、ミサヲは「娼婦になりたくなかった」 ので、カワカミという人物から借金してソーダ屋を経営したそうである。しか しその後、ハラダにワイパフ地区へ連れてこられ、中国人から借りた家屋で 「私の意に反して | 売春を強要されたそうである。彼女はハラダが賭博に耽り 働かず、「私は被告と別れて真っ当な仕事をしたいのです」と述べた。そして 1901年の4月, 高保安官代理チリングワース(Charles F. Chillingworth)に保護 を求めたそうである。被告のハラダは、「売春を強要していない」と主張した が、ミサヲと警察官の証言が決定的な証拠となり、6か月の懲役と罰金に処せ られた⁶²⁾。

この件も、前述の件と同様、暴力的な周旋者あるいは「夫」から保護を警察

⁶²⁾ Criminal Case File, no. 2940, April 1901, First Circuit Court, Honolulu.

へ求め、立件となったケースである。また、Evening Bulletin(以下 Bulletin) 誌の報道によると、ハラダは「ピンプ」(ヒモ)とギャングによって構成される「クラブ」の一員である、とミサヲが述べており、前述の日本人周旋者組合が関係していた可能性が高い⁶³⁾。また、上記の裁判を扱ったのは、弁護士ブルックス(Francis M. Brooks)であり、彼はこの後、周旋者組織との関連を疑われ、連邦地方裁判所で訴求されることになるが、イヴィレイ「柵地」の建設当時から、日本人周旋者の弁護を引き受けていたことがわかる⁶⁴⁾。いずれにしても、管理売春を黙認する警察は、売春を積極的に摘発することはなかったので、日本人女性自ら警察に助けを求め、裁判で周旋者や雇用主に対して証言する強い意志がなければ、立件は難しかった。

4.3. 「迷惑行為」(public nuisance) による民事訴訟と「柵地」の閉鎖

上記の件は、周旋者や売買春女性を個別に扱ったケースであるが、1901年6月、「柵地」の運営について、巡回裁判所が一大判決を出した。閉鎖命令を発行したのである。どのような理由だったのか。「柵地」周辺には、1875年以来、カウマカピリ教会(Kaumakapili Church)があった。カナカヌイ氏(S. M. Kanakanui)率いる教会員たちは、そばにできた「柵地」の運営は「迷惑行為」(public nuisance)であり、教会の資産価値を低めたので、「みだらな家」(bawdy house)の経営者たちに対して損害賠償を訴え、巡回裁判所に経営差し止め(injunction)を請求した。それに対して、ギアー判事が許可を与えたのである。Republican 誌によれば、その直後、反対運動を率いてきた牧師連合(Ministerial Union)と、知事・司法長官・高保安官との間で会議が開かれ、司法長官は軽減条例の運用法を変える必要性を認めた。その翌日、ブラウン保安官の指示により女性たちは「柵地」から退去を命じられた⁶⁵。

この判決の背景には、次節で述べる連邦裁判所判事エスティ(Morris M. Estee)の働きがあった。Bulletin 誌や Independent 誌によると、これに先立って、管理売春に反対するエスティ判事は、合衆国司法長官と大統領にイヴィレイに

^{63) &}quot;Would Force Her to Go Out to Iwilei," EB, April 11, 1901, 4.

^{64) &}quot;Lawyer Francis M. Brooks Indicted by Grand Jury," PCA, November 20, 1903, 2.

ついての報告書を送っており、それに応じて連邦政府の司法省が特別捜査官を派遣し、現地調査を行っていた。その結果、連邦政府は、ハワイの高官たちに対し「柵地」を閉鎖するよう要請した⁶⁶⁹。連邦政府の要請を受けて、準州知事代理クーパーは、イヴィレイの管理体制を支える軽減条例は「姦淫」・「姦通」を禁じる連邦法(Edmund Acts)に違反すると判断し、「柵地」の閉鎖を命じた⁶⁷⁹。さらに、この訴訟を担当した弁護士フィッチ(Thomas Fitch)は、地元の管理売春反対運動を主導する牧師たちによって雇われた弁護士であり、カウマカピリ教会の評議員の賛同を得てからこの訴訟に踏み切った、と Republican 誌が伝えているように、この訴訟は、教会のみの判断で行ったのではなく、運動家たちが以前から計画していたことがわかる⁶⁸⁹。いずれにせよ、「公共の治安を乱した」罪で周旋者たちを処罰することは難しかったが、地元住民への「迷惑行為」や資産価値への影響という廉で民事訴訟を起こせば、売春宿の営業を差し止めることが可能である、ということが示された。これが、1910年代の「差し止め・排除法」(Injunction and Abatement Act)の立法化への議論に受け継がれていくのである。

5. 合衆国連邦地方裁判所(United States Federal District Court)による 摘発

5.1. 初代連邦地方裁判所判事エスティの方針

合衆国連邦政府によって任命をうけた判事モリス・エスティは、ペンシルバ

^{65) &}quot;Iwilei Closed by Injunction Today," EB, June 24, 1901, 1; "Iwilei Is Suppressed by Private Initiative," HR, June 25, 1901, 1. 裁判では、「柵地」の建てられた土地の所有者であるジョン・エナ(中国人とハワイ人の混血人)が質問を受け、弁護士を通じて回答している。それによると、エナは 1899 年 11 月、チン・ラムとレオン・カウと25 年の期間のリース契約を結んだが、この土地の管理・経営には関わっていない、と述べている:"Ena Denies Responsibility," HR, July 17, 1901, 1.

^{66) &}quot;Iwilei Closed by Injunction Today," EB, June 24, 1901, 1; "What Next?" Independent, June 25, 1901, 2.

^{67) &}quot;Act to Mitigate is Pau," HS, June 25, 1901, 1.

^{68) &}quot;Iwilei Closed by Injunction Today," EB, June 24, 1901, 1.

ニア州の出身で、カリフォルニアで弁護士として成功し、さらに州の議員を長年務めた。1882年にカリフォルニア州知事選に立候補したが、1882年に民主党のストーンマン(George Stoneman)に敗れた。1894年にも立候補したが、同年に起きたプルマン鉄道ストライキの影響により、鉄道会社への不信を高めていた民衆の支持を得た民主党のバッド(James Budd)に僅差で敗れた⁶⁹。一方、国政では共和党内で信頼が厚く、1888年の共和党大統領選出会議で議長を務め、1889年開催の第1回パン・アメリカ会議に代表として参加した。こうして共和党政権期、ハワイが準州に昇格した際、マッキンリー大統領から連邦地方裁判所の初代判事の指名を受けた⁷⁰。1900年8月4日に就任したが、同年10月期には大陪審を招集することができなかったので、実際に判事としての活動を始めるのは翌年の4月からである。

1901年4月9日、連邦地方裁判所の開廷に際し、エスティ判事は大陪審を招集し訓令した。その中で、イヴィレイで女性たちが売春のために「望まない隷属」(involuntary servitude)の状態にあることを指摘し、「合衆国に属する共和国と全ての領地は、人間の自由に捧げられており、奴隷制や望まない隷属はアメリカの土地には法的に存在しえない」と主張した。奴隷制や望まない隷属は、憲法修正第13条に違反するだけでなく、外国生まれの人間に対し望まない隷属を強要することは、1874年の連邦法でも禁じられており、「姦通」と未婚の男女間での「姦淫」を禁ずる1882年法(Edmunds Act)・1887年法(Edmunds Tucker Act)にも注意を向けるよう要請したが。さらに、ハンフリーズ判事の命令で行われた巡回裁判所陪審による報告書を引用し、143名(現在は194名)の女性たち(大半は日本人)が、政府の保護の下で売春に従事している状況を

⁶⁹⁾ William Deverell, *Railroad Crossing: Californians and the Railroad, 1850–1910* (Berkley: University of California Press, 1996), 90.

^{70) &}quot;Career of the Late Judge," PCA, Oct. 28, 1903, 3; Oscar T. Shuck, *History of the Bench and Bar of California* (Los Angeles: Commercial Printing House, 1901), 827–28.

⁷¹⁾ ここで言及されている法律は、以下の連邦議会制定法である: Act of June 23, 1874, c. 464, 21 Stat. 251; Act of March 22, 1882, c. 47, 22 Stat. 30; Act of March 3, 1887, c. 397, 24 Stat. 635.

指摘し、黙認政策の廃止を主張した⁷²⁾。

前年に行われた巡回裁判所陪審の調査報告書では、何の改善策も提示されなかったことをふまえ、連邦裁判所陪審に対する訓令として、第一に、イヴィレイで女性が売春目的で売買されているかどうか、「所有者」によって従属させられているかどうか、「徹底的かつ適切に」調査し、証人を召喚して調べるよう要請した。理由は、「この文明化されたキリスト教のコミュニティにおいては、合衆国市民は売春を必要悪とはみなさず、公的な犯罪と見なす」からである。第二に、「姦通」・「姦淫」の罪に当たる者を全員起訴するよう要請した。その際、連邦陪審は「合衆国の役人」であり「ハワイ領の法律には全く関係ない」と強調し、「合衆国の法律のみ扱う」ことを要請した。連邦政府の売買春に対する態度は、ハワイ政府のそれとは全く異なることを示している。さらに判事は、ハワイが「文明的な」合衆国の一部となった今、売買春黙認政策は「野蛮」で「非アメリカ的」なものと宣言している「つ。こうして、連邦政府によって任命されたエスティ判事は、共和国時代からの売買春政策にとらわれず、連邦議会で制定された法律を自由に適用できる立場にあることを明示した。

以下,1901~1905年の時期に,ホノルルの連邦地方裁判所で裁かれた日本人売買春に関する(または関係すると推測される)67件の裁判記録の中からいくつかを,類型化して分析する。1907年に連邦移民法が改正され,政府による外国人売買春の摘発が厳格化するが,それ以前の時期の裁判記録を分析することで,日本人に対する初期の連邦法の適用パターンとその限界が明らかになる。またこの分析を通じ,地方と連邦の政策の違い(黙認と撲滅),日本と合衆国のジェンダーに関する文化的な価値観のちがいなども明らかになる。

5.2. 「姦淫」(fornication) による摘発

エスティ判事が就任して最初に扱った売買春に関する裁判は、1901年10月に始まった「姦淫」(fornication)に関する2件だった。1件は、未婚の日本人男

^{72) &}quot;Judge Estee Reads Doom of Iwilei," HR, April 10, 1901, 1, 3.

⁷³⁾ Ibid., 3.

性イシバシと、未婚の日本人女性ヒロが姦淫の関係を持った罪(「お互いの体の肉体的知識を持った」と表現)に問われている74。「姦淫」については、エスティ判事が指摘したように、1882年法・1887年法によって禁じられており、もともとモルモン教徒の多妻制を処罰することを目的として制定されたが、これは、多妻制が「一夫一婦制」という19世紀当時のアメリカにおける支配的な家族・ジェンダーの規範からの逸脱と見なされたのが理由である。上記二つの法令に照らせば、売買春は、男性(客)が法的な妻以外の女性(売買春女性)と肉体関係を持つことであり、「姦淫」に当たるとみなされ、刑罰の対象となったのである。日本人周旋者と売買春女性の場合、日本の旅券官吏や合衆国の移民官による容疑を避けるため、偽装結婚して渡航すること(「仮夫婦」と呼ばれた)が一般的だった。従って、日本人売買春女性の大半が既婚女性であり、客(夫以外の男性)と性的関係を持つことは、すなわち全て「姦淫」・「姦通」(adultery)の刑事告訴の対象となったのである。

結論から言うと、イシバシとヒロは、無罪となった。「姦淫」で有罪とするには、姦淫の事実を示す十分な「状況証拠」(circumstantial evidence)を提出する必要があり、今回提出されたのは、準州地方裁判所の裁判記録である(「姦淫」は準州刑法91条でも処罰の対象であり、二人は準州の裁判所でも刑事起訴されていた)。それによると、二人は、イヴィレイで「姦淫」中、警察官に逮捕され、ハワイ準州の刑法により有罪となり罰金刑を課されていた。これについて、エスティ判事は、準州の刑法だけでなく連邦法においても「姦淫」は違法とされているので、連邦裁判所で刑事告訴できると判断した。しかし、陪審は「無罪」の判決を出した。被告の男女は、お互いは「友だち」であり、姦淫の事実はなかったと証言しており、それが考慮されたものと思われる。実際、姦淫行為の現場を押さえることは困難であり、被告が否定すれば、有罪にすることは難しかった。同年10月には、中国人男性オウ・カイと日本人女性クラが姦淫で起訴されたが、こちらも無罪となった。被告側弁護士は、陪審への要求

⁷⁴⁾ Case no. 52, United States District Court, Territory of Hawaii, Oct.-Nov. 1901, Record Group (RG) 21. National Archives and Records Administration (NARA). San Bruno.

のなかで、「合理的な疑い以上に有罪と納得させる証拠がないかぎり被告に対して有罪とするべきでない」と述べている⁷⁵⁾。これ以降も日本人の姦淫に関する裁判はたびたび行われるが、その都度、状況証拠を提示するため複数の証人が召喚されている。

5.3. 1875年法 (Page Act) による摘発

売春のために女性を輸入することを禁じる連邦法には、1875年の議会制定法 (Page Act) がある。これは、「東洋諸国」から女性を「売春目的」で輸入することを禁じ、また売春する契約を結ぶことを処罰の対象とした⁷⁶。同時期、合衆国本土でも日本人売買春女性が増加していたが、その上陸地であるシアトルやサンフランシスコでは、1890年代から日本人周旋者がこの法律により連邦地方裁判所で刑事起訴されていた⁷⁷。

ハワイでは、1902年11月に逮捕されたフルタとキヤマの件が最初である。二人はそれぞれ女性を同伴して上陸した。女性たちの苗字が男性たちと同じだったのは、上陸拒否を避けるため偽装結婚したためであろう。夫婦で来た場合は、通常、問題なく入国できるが、フルタはホノルルで「数年来有名なる嬪夫」であり、前年には妻と離婚し、今回は14歳の妻キミを伴って来たということで、移民官に差し止められた。移民官に賄賂を手渡し見逃してもらおうとしたところ、逮捕された750。売春目的の問旋に関する裁判では、検察側は、被告が売春目的のために女性を輸入した証拠を提示するよう求められる。この件では、フルタが3年間ホノルルで売春宿を運営していた事実が指摘され、陪審は「有罪」判決を出した。キヤマの場合、売春宿を経営してはいなかったが、上陸後に女性を連れて行き住まわせた場所が売春宿であることが提示され、陪審は「有

⁷⁵⁾ Case no. 53, Oct.-Nov. 1901, RG 21, NARA, San Bruno.

⁷⁶⁾ Act of March 3, 1875, c. 141, 18 Stat. 477.

⁷⁷⁾ 例えば、Case no. 2953, U.S. District Court, Northern District of California, Sep. 1893, RG 21, NARA, San Bruno, California; U.S. District Court, District of Washington, Case no. 1015, May 1895, RG 21, NARA, Seattle.

^{78) 「}古田弥太郎, 木山某の拘引」, 『やまと新聞』 1902 年 11 月 4 日, 4 頁.

罪」判決を出した。また、上陸を差し止められた際に、フルタが移民官を買収して上陸しようとした事実が裁判中に明らかになり、それも判決に影響したと思われる 79 。周旋された二人の女性は、「違法に合衆国にいる」という罪で逮捕されたが、告訴は取り下げられ釈放された 80 。一般的に、検察側には女性たちを処罰する意図はなく、状況証拠を提示するために逮捕するだけの場合が多い。1875年法は、女性が売春目的で入国することを禁じていたが、運用の点では、主として周旋者を罰するために用いられていた。フルタは3年、キヤマは1年の懲役に処せられている 81 。

フルタとキヤマが周旋した女性たちが、売春するのを承知で渡航したかどう かは不明である。しかし、ハワイ到着後、渡航費の返済のために売春せざるを 得ない状況に追い込まれた女性もおり、「騙された」と考える女性もいた。そ の一例として、売春目的で周旋した容疑で刑事告訴された1903年のイソイ・マ スジロウの裁判がある。周旋された女性ヤマネ・ヒサは、『やまと新聞』記者 によるインタビューで、渡航した経緯を自分の言葉で説明している。それによ ると、1902年、広島に居住していたヒサと夫シンタロウは、ハワイ出稼ぎを希 望していた。そのことを、イソイ(シンタロウの親戚の女性の夫にあたる)が 聞きつけ、夫婦に200円を貸与し、ハワイに渡航させた。ハワイ到着後、夫婦 はイソイの家に滞在しながら仕事を探したが、なかなか仕事が見つからない。 そこで、シンタロウはカフクでの農園仕事を斡旋され、ヒサノは借金の返済の ために「イヤな商売」をするようイソイに勧められた。ヒサノが拒否すると. 「怒鳴ッたり」「非常な乱暴な目に合はされた」ので、「口惜しふは御座んすが 私もとうとう暫く汚はし事をして居りました」とヒサノは述べている。パウア ヒ街で売春を始めたが、やはり別の仕事で返済することを希望し、相談したが 許されなかった。見張りをつけられて外出できなかったので、すきを見て逃げ 出し、日本人の牧師に助けを求め、宣教師の妻たちによって運営されていた救

^{79) &}quot;Attempt to Bribe," PCA, November 8, 1902, 6.

⁸⁰⁾ Case no. 84, 86, Oct.-Dec. 1902, RG 21, NARA, San Bruno.

⁸¹⁾ Case no. 113, April. 1903, Case no. 114, April 1903, RG 21, NARA, San Bruno.

済施設「婦人ホーム」に入所した。さらに法律の保護を求めて「裁判所」(連邦地方裁判所)に訴えた、と説明した⁸²⁾。

その後、1903年10月、イソイは1875年法により「売春目的のため周旋」した 罪に問われた。しかし、裁判記録に判決文はないので、棄却された可能性が高い。その理由は不明だが、召喚された証人には、周旋者の相互扶助組合(「倶楽部」)の会員の名前もあり、そうした仲間の証言が有効に働いた可能性がある⁸³⁾。また、ヒサノの証言にもあるとおり、渡航した当初は、必ずしも売春する前提で渡航したわけではなく、夫が仕事を見つけることができなかった結果、売春を強く勧められ、借金返済のために自らの意思で始めた、という点が陪審の判決に影響を与えた可能性もある。また、ヤマネ夫妻が上陸した時の船客名簿を見ると、イソイは同伴しておらず、この夫婦だけでホノルルに渡航している。従って、イソイは金を貸与しただけであり、ヒサノを売春目的で「周旋した」と断定することは難しい⁸⁴⁾。

前述のフルタの件では、周旋者がハワイで売春宿を経営していた前歴と、女性を連れて来た目的を関連付けて「売春目的のため周旋」したことを立証したが、渡航前に女性が売買春に従事していた場合も、「売春目的のため周旋」したことを示すのに有効に働く場合がある。一例として、1903年のテラモトとヨシムラの裁判がある。1902年12月、ハワイに住む日本人男性テラモトは、従弟にあたる男性ヨシムラに依頼し、スエという女性と偽装結婚してハワイに渡航させた)。ハワイ上陸後、テラモトと同居し始めたスエが売春を行ったため、

^{82)「}醜業婦の実話」(一), (二), (三), 『やまと新聞』, 1903 年 7 月 2 日, 1 頁, 7 月 3 日, 1 頁, 7 月 6 日, 1 頁; "Held as a Prisoner," HS, July 1, 1903, 1.

^{83) 「}醜業婦裁判の証言人」、『やまと新聞』、1903年7月3日、3頁.

^{84) &}quot;Hawaii, Honolulu Passenger Lists, 1900–1953," NARA microfilm publication A3422 (Washington, D.C.: National Archives and Records Administration, n.d.), retrieved from FamilySearch (https://familysearch.org), 2019 年 9 月 16 日. ちなみにヤマネ夫妻は、その後広島県に帰郷し、1908 年 7 月にワシントン州シアトルに上陸した記録がある。目的地はカリフォルニア州フレズノとなっている:"Washington, Seattle, Passenger Lists, 1890–1957," NARA microfilm publication M1383, (Washington, D.C.: National Archives and Records Administration, n.d.), retrieved from FamilySearch (https://familysearch.org), 2019 年 9 月 16 日.

テラモトは、売春目的で周旋した容疑で逮捕され、刑事告訴となった。また、テラモトとスエは、正式に結婚の手続きを経ていなかったので、「姦通」罪にも問われた(証拠不十分で無罪となっている)⁸⁵⁾。テラモトの周旋容疑については、目撃者たちの証言で、カウアイ島に居住していた時の女性(スエ)の評判や、ホノルルで生活していた場所(イヴィレイ)の評判が陪審に提示され、入国後の生活や仕事の内容を提示し、売春目的のために周旋した、という点が示されたが、無罪判決が出ている⁸⁶⁾。一方、女性をハワイにつれて来たヨシムラは有罪となり、懲役2年を宣告された。この判決に決定的な影響を与えたのは、ヨシムラが移民官と通訳の医師の前で行った証言である。証言内容は、証拠物件(exhibit)として英訳されたものがファイルに保存されており、ヨシムラはこの中で、スエとの関係や渡航の経緯を、以下のように説明している:

(ホノルル上陸後) 私は連れて来たスエを,チウキチ・テラモトの息子 キスケ (ハンシチ) に引き渡しました。キスケが私に女性を一人連れてく るよう頼んだので,私はスエと渡航して来たのですが,スエは,自分が何 の目的のために日本の法律に従って結婚の手続きをしたのか,十分に理解 していました。私はスエと何回も性的関係を持ちましたが,ホノルル到着 後は,ハンシチが彼女を所有する,と理解していました(中略)

スエの旧姓は「ヤマサキ」で、日本の岡山県倉敷市の酒場で接客係をしていました。彼女の仕事は客に酒の酌をすることですが、馴染みの客には建物内にある部屋で自分と性交させていました。そこには、スエと同じ目的のため、他に3~4名の女性がいました。私とスエは、ホノルルに来る前、2年間の面識があり、何回も性的関係を持ちましたが、彼女はこの銘酒屋「シマ」に居住していました。私は性交に関して、定期的に(スエに対して)料金を支払うということはありませんでしたが、スエが金銭や衣服を求めた時に与えました。彼女と性交した他の客たちも同様の支払いを

⁸⁵⁾ Case no. 122, Nov. 1903-Jan. 1904, RG 21, NARA, San Bruno.

⁸⁶⁾ Case no. 123, Oct. 1903-Jan. 1904, RG 21, NARA, San Bruno.

していました。彼女をテラモトに引き渡してからは、私はスエと同居していませんが、日本の法律に従って彼女と離婚の手続きを終えていません。 スエを (ハワイに) 連れてくるために、テラモトは私に300円送ってきて、そのうち50円は私の経費に使いました (中略)

テラモトとスエは昨年2月、売春宿を経営するためカウアイ島のコロアに移動し、2カ月ほど売春宿を経営していました。4月初旬にホノルルに戻り、(パウアヒ街でソーダ・煙草スタンドを経営する)テラモトの父の宅に滞在し、そこで(現在)スエは娼婦の生活を送っています。彼女の仕事は主に中国人を相手にしています。私の理解では、テラモト以外は、彼女を訪れるものはいません。キスケ・テラモトは現在仕事についておらず、スエが娼婦として得る収入で生活しています(中略)

スエをホノルルのキスケの所につれて来た時、彼が(スエ)に娼婦の生活を送ることを望んでいたことについて、私は知らなかったし、スエもそういう仕事をするよう求められるということを知りませんでした。私もスエも、(スエが)妻として彼(の生活)を支えていくものだろうと考えていました。キスケの父(チウキチ)は、私の叔父にあたり、私は従弟(キスケ)のために女性(スエ)を連れて来たのです。キスケは、スエと日本の正式な結婚の手続きを終えるまで待つことを望んでいなかったので、私は(スエを連れて)ホノルルへ上陸し事を早く進めるために結婚の手続きをした、それだけです**。

フルタとキヤマの件と同様に、周旋者のヨシムラは、スエを輸入した目的が 売春とは知らなかった、と主張することで罪状を否認している。S. ドール判 事(1903年10月にエスティ判事が死亡し、ハワイ知事 S. ドールが、連邦地方 裁判所判事に就任88) は、陪審への指示書のなかで、「(渡航以前に)女性が従

⁸⁷⁾ Case no. 123, "Exhibit Materials," Oct.-Dec. 1903, RG 21, NARA, San Bruno.

^{88) &}quot;Death of Judge Morris M. Estee Causes General Public Sorrow," PCA, October 28, 1903, 1; "Will Doff the Toga and Don the Eamine," PCA, November 18, 1903, 2.



偽装結婚して入国し、「売春目的の周旋」容疑で刑事告訴された男性2名と周旋された女性 [典拠] Case no. 123, "Exhibit Materials," Oct.-Dec. 1903, U.S. District Court, Hawaii, RG 21, NARA, San

事してきた職業を考慮することは適切である」と述べ、スエが銘酒屋で性的サービスを含む接客業に従事していたこと、さらに、ヨシムラがスエと性的関係を持っていたことを考慮するよう陪審に促した。これが、有罪判決に決定的な影響を与えたと思われる⁸⁹⁾。スエはさらに、法廷で判事の質問に答えることを拒否し、「法廷侮辱罪」(contempt)に問われ3か月の懲役を宣告された⁹⁰⁾。スエが「夫」テラモトと周旋者ヨシムラに対する証言を拒否し、渡航後も抵抗

Bruno.

⁸⁹⁾ Case no. 124, Oct.-Dec. 1903. ちなみに、周旋を「依頼」したテラモトは、正式に 結婚していないので、スエと一緒に「姦通」罪で有罪となり、6か月の懲役を宣告 された: Case no. 142, Jan. 1904, RG 21, NARA, San Bruno.

⁹⁰⁾ Case no. 141, Jan. 1904, RG 21, NARA, San Bruno.

することなく売春に従事したことを考えると、3人の間には、ある程度の協力 関係があったと思われる。しかし、渡航前に従事していた仕事(性サービスを 含む接客業)と、渡航後に従事した仕事(売春)を関連付ける証拠が得られた 場合、「売春のため周旋」で処罰することが可能である、ということが示さ れた。

5.4. 「債務者強制労働」(peonage) による摘発

渡航時に売春する意思があったか否かは別として、渡航後に女性が売春を強 いられた場合は、連邦法の「債務者強制労働」(peonage) 罪が適用される場合 もあった。合衆国では、南北戦争の終結後、1865年12月の憲法修正第13条によ り、奴隷制 (slavery) と「望まない労働」 (involuntary servitude) が廃止された。 これにより、1867年、メキシコ準州で行われていた、借金返済のために労働を 強いる「債務者強制労働」が違法になった(Peonage Act)^{១1}。また同時期,合 衆国西部で増加する中国人移民労働者の間で、「苦力労働」(coolie labor)(契 約に基づく低賃金労働者の周旋と入国後の不自由な労働)や売春に従事する女 性の増加が問題視され、連邦議会では1875年、「東洋人」売買春女性の入国を 禁じる法律(Page Act)が制定され、1885年には、契約に基づく労働者の周 旋・入国を禁じる法律(Foran Act)が制定された⁹²⁾。こうした合衆国本土で施 行されていた外国人労働に関する連邦法が、併合後のハワイで適用され、日本 人のハワイへの契約労働移民は終わりを告げたことは良く知られる。しかし、 これらの連邦法は日本人売買春にも重要な影響を与え、日本人女性が望まない 労働(売春)を強要される場合、雇用主やヒモが処罰の対象となったのである。 初期の判例として1903年11月のミヤモト裁判がある99。ミヤモトという男性 が、ヨシエという女性に労働(売春)を強要した罪で起訴された。『やまと新

⁹¹⁾ Act of March 2, 1867, c. 187, 14 Stat. 546.

E. P. Hutchinson. Legislative History of American Immigration Policy, 1798–1965
 (Philadelphia: University of Pennsylvania Press Hutchinson, 1981), 63–65, 428–29; Act of February 26, 1885, c. 164, 23 Stat. 332.

⁹³⁾ Case no. 125, Oct.-Nov. 1903, RG 21, NARA, San Bruno.

聞』の記事によると、ハワイ渡航後、ヨシエは夫と居住していたが、ミヤモトがヨシエと関係を持ち、「離縁金」を出してヨシエを夫から「買受け」た。さらに、Hawaiian Star 誌によると、捜査中に、ヨシエがミヤモトと結んだ契約書が押収され、証拠物件として英訳されている:

250ドルの覚書。私は上記の金が必要で借りました。返済のため、1903年1月25日から1904年6月25日までの期間、私はあなたに従います。返済を終えたら、私に自由を与えてください。私はこの覚書をこの期間の250ドルのセキュリティとして預けます⁹⁴⁾。

『やまと新聞』記事では、ミヤモトがヨシエを「買受け」たと書かれているが、この契約書では、ヨシエがミヤモトから借金をして、彼の指示で労働することに同意したことになっている。ミヤモトが夫からヨシエを買い受けたのか、ヨシエが夫と別れるためにミヤモトから離縁金を借りたのか、この点は不明である。しかし、ヨシエがミヤモトに対し訴え出たことにより、ミヤモトが彼女に望まない労働(売春)を強要した事実は立証され、陪審はミヤモトに対して有罪判決を出し、S.ドール判事は2年の懲役を言い渡した55。

ハワイでは、夫が自分の妻を他の男性に金銭と引き換えに譲渡する「妻売り」の慣習が、共和国時代から日本人間でしばしば行われており、共和国保安官の報告書などでも指摘されていた%。上記の様に、妻が他の男性と関係を持った時、妻あるいはその男性が夫に金銭を渡し離縁する、というケースが一般的だったが、日本人男性のなかには、この慣習を悪用する者があり、「買い取った」女性に離縁金を「借金」として背負わせ、返済のために売春を強要することがあった%。いずれにせよ、男女の不均衡により女性が価値を持った社

^{94) &}quot;Japanese Woman Sold Herself," HS, January 18, 1904, 1.

⁹⁵⁾ Case no. 125, Oct.-Nov. 1903, RG 21, NARA, San Bruno.

⁹⁶⁾ E. G. Hitchcock, "Report of the Sheriff of Hawaii," *Biennial Report of the Attorney General*, 1892 (Honolulu: R. Grieve, 1892), 20.

会状況の下,こうした慣習が日本人社会で増えたのであるが,共和国政府にはこれらの行為を禁じる法律が存在せず,また地元の政府官吏も積極的にこの問題に介入しなかったので,日本人の「妻売り」の慣習は継続した。しかし連邦地方裁判所の開設後,債務履行のために望まない労働を強要する行為は処罰の対象となったのである。

5.5. 「共謀罪」(conspiracy) による摘発

連邦地方裁判所が開設され、エスティ判事が就任してから最初の2年間は、主に周旋者やヒモを個別に摘発することに注力したが、この過程で、周旋者やヒモたちによって構成される「十弗倶楽部」(Ten Dollar Club)という組織の存在が明らかになり、1903年10月期と1904年1月期に大規模な逮捕と刑事訴訟が行われた。前述のように、この裁判が始まった直後、エスティ判事が亡くなり、ハワイ知事 S. ドールが判事に就任した(これにより S. ドールは知事を辞任した)。「タナカ・リンジローその他」と題されたこの裁判では、連邦検察官ブレコンス(Robert Breckons)が、「十弗倶楽部」会員78名に対し、「共謀罪」(conspiracy)で告訴した。理由は、被告たちが「姦通と姦淫の罪を助長・維持・実行・遂行するために」共謀したからである。その共謀の内容は、訴状によれば、被告たちが「姦通と姦淫の罪を犯す売春婦から毎月10ドルずつ(組織に)徴収」することに同意し、その徴収した組合費を利用して(ホノルル市内で売春宿を経営することにより)「姦通と姦淫の罪を助長した」こと、さらに、「(売春の) 営業をすることに対する嫌がらせや妨害から売春婦を守るため

⁹⁷⁾ 妻売りに言及した研究には、Hori(1983)や宮本(2000)のほかに、Kelli Y. Nakamura, "Issei Women and Work: Washerwomen, Prostitutes, Midwives, and Barbers," *Hawaiian Journal of History* 49 (2015), 131-32; キリスト教牧師の奥村多喜衛によれば、夫が妻を借金の抵当として妻を人に預けたり、馬と妻を交換するという事例もあったという:奥村多喜衛、『太平洋の楽園』(三英堂書店、1917年)、157頁.

^{98) &}quot;Death of Judge Morris M. Estee Causes General Public Sorrow," PCA, October 28, 1903, 1; "Will Doff the Toga and Don the Eamine," PCA, November 18, 1903, 2.

⁹⁹⁾ この訴状で言及されたのは以下の連邦議会制定法である: RS 5440, Act of May 17, 1879, c. 8, 21 Stat. 4; RS 5352, Act of March 22, 1879, c. 47, 21 Stat. 30-32.

に」(逮捕された際の保釈金支払いや弁護士費用などに)組合費を利用した、 という罪である¹⁰⁰。

この主張に対して、被告側の弁護士ブルックス(Francis Brooks)は、訴状の内容が「あまりにも曖昧で」弁護の準備ができないので、何の行為が「姦通」と「姦淫」に当たるのか、誰によってそれらの行為がなされたのか、どこで行われたのか、など詳しく説明するよう検察側に請求した。それに対し、検察側は、「そうした姦通や姦淫の行為は自然と娼婦によって侵される」(強調は筆者)ものであり、「被告たちによって管理される女性たち」と「性的関係を持つ」「名前のわからないさまざまな人」によって女性の居住する場所で行われた、と回答している「ロロ」。日本人売買春女性は、大半が既婚者だったので、すべての売春行為が、「姦通」あるいは「姦淫」の法を犯すことになるわけだが、訴状では、女性と「姦淫」や「姦通」した客の名前、行われた日時や場所などを提示できず、曖昧な回答となっている。

刑事告訴の前に、連邦保安官から被告たちに対して膨大な尋問が行われたはずであるが、残念ながらそのトランスクリプト(書き起こし)は残されていない(通常、一定期間を経て廃棄される)¹⁰²⁾。しかし、いくつか重要な証拠物件は残されており、被告の一人であるシノハラが検察官ブレコンスに宛てて証言した日本語の口述筆記が残されている。この中でシノハラは、十弗倶楽部の設立経緯を以下のように説明している(「□」は判読不能):

最初二磯井氏倶楽部ヲ設立シモ其際関係セザルニ付知ラズ其後□□三ヶ月モ過キ□□三月末頃ニ星月登ナルモノ日本人芝居小屋ニ集会スルト便者ニ来ラシタリ其便者ハ丁度拙者ノ留守ニテ知ラズ女ニ尋ネタルモ彼レモ不知人ナリ故ニ何事ナラント思ヒタレモサス通知ニヨリ後芝居小屋ニ到リタ

¹⁰⁰⁾ Case no. 135(1), Nov. 1903, RG 21, NARA, San Bruno.

¹⁰¹⁾ Ibid.

¹⁰²⁾ Wong によれば連邦裁判のトランスクリプトは 10 年で廃棄されることになっている. Edward Wong, "Broken Blossoms: A Struggle from Servitude to Freedom," *Prologue* (Spring 2016): 44.

シ所丁度十八九人集マリ居タリ其後引続キ廿五六人モ来リテ集会セリ其□ 星月氏言フニハ今回足立三郎氏ヨリ話アリタレバ其話シテ諸君ニ伝言セント最近娼売人澤山拘留セラレタルニ大変費用ヲ費シ話シタル故其費用ヲー個人ニテスレバ后事ニ困難ナル故一ノ組合ヲナシテ共ニ相助ケ相救フ方法第一代言人ヲ雇ヒ入置ク必要ナルト足立氏申タルト星月氏ガ演ベタリ集会人一同賛同シ併セテ代言人一ヶ月百弐重弗ニテ雇ヒ入ルル事ヲ星月ヨリ足立ニ頼ミ足立ガブロクス氏ヲ雇ヒタルト聞故ニ桜湯ノ二階ヲ借受ケテ事務所ト□□□ニ毎月十二日ニ金ヲ持参スル約束ヲシタリ四月□十二日集金済ニテ之ヲ星月昇,中村重助,松岡文次,山川氏ガ足立ノ所へ持参スト之ヲ持外出シタレモ誰ニ渡シタルヤハ感知セザルニ依リ不詳

其後警察ノ探偵□事ニ厳シカリシ其□三四名拘引セラレタルニ依リボンド等諸費用不足ナル為□星月氏桜湯ノ二階ニ衆人ヲ集メ彼ノ申ニハ拾弗宛出金スレバ全テノ事件ヲ依頼支払若シ罰金等モ其内ヨリ払テ毎月拾弗宛出金スレバ何事モ皆代言人ニテ請合ト申タルニ付衆皆賛成シ六月十二日初会ノ十弗ヲ出金シタリ

七月以後ハ拙者ノ婦病気ノ為其会ヲ外レシタレバ其以後ノ事情ハ不詳併 シ八月十二日至リ田畠氏,中村俊夫氏ヨリ拙者当時無関係ノ為其無関係者 ニ持参金ノ事実ヲ認メテ貰ヒタシト頼マレタルニ依リ田端氏,中村俊夫氏, 中村重助氏 松岡文治氏ト共ニ拙者ハ其依頼ニ応シテ足立氏ノ自宅ニ行キ 其金ヲ確ニ足立氏ニ渡シタルヲ見受タリ(中略)

結局本会ニ入会シタル目的ハ娼買ヲ安全ニ且ツ不意災難ヲ助ケルタメニ 入会シタル所以ナリ¹⁰³⁾

シノハラによれば、周旋者で構成される「倶楽部」は「磯井」(周旋者界でのリーダー的存在)によってすでに設立されていたが、1903年3月、警察による周旋者の摘発が増えるなかで、「費用」(保釈金や弁護士手当などと思われ

る)がかさみ、各人で負担することが難しくなったので、足立三郎の呼びかけにより、新たな組合が設立されたようである。そこで、弁護士「ブロクス」 (Brooks) を月120ドルで雇い、事務所も設置した。各会員は月10ドルを納め (これが「十弗倶楽部」という名の由来)、足立を通じて弁護士に支払われたと述べている。シノハラは、自分の雇い入れた女性(売買春女性)が病気になったので、7月以降は退会したと言う(営業ができず、会員費を払うメリットがないので)。しかし、非会員という立場で、組合費の受け渡しに際して証人になるよう依頼されることもあったと言う。そもそもの入会の目的は、「娼買ヲ安全ニ」行うためだったと述べているように、売買春営業を続ける上で必要になる経費(警察への定期的な賄賂、罰金の支払い、裁判費用など)を融通し合うことが十弗倶楽部の目的である、ということが明らかになった。

また、十弗倶楽部の運営で重要な役割を果たしてきた弁護士ブルックスは、これ以前にも、1900年前後から日本人周旋者に関わるいくつもの裁判で弁護を受け持ってきたが、彼自身も、この「共謀罪」の被告の一人として告訴されている。しかし、「倶楽部」設立の発起人である足立は、摘発される直前に日本に逃亡し、ブルックスを訴求するのに必要な証言を得ることができず、検察側は、ブルックスに対する告訴を取り下げている1040。

一方、被告の日本人周旋人たちは、告訴の棄却を求めた。理由を列挙しているが、弁護士が特に強調している点は、「共謀」の事実がないこと、「罪を犯す目的のない」人に対して「共謀罪」を検察側が請求していること、各会員から会費を集めたというだけで、それが(売春宿の経営を通じて)「姦通」・「姦淫」を助長する目的があったということを示す証拠にはならないこと、また「姦通や姦淫の罪を犯す目的の共謀罪」での摘発はこれまでに判例がない、などである。しかし、S. ドール判事は、訴状にある被告の男性のほぼ全員に対して、罪の重さに合わせて3~18ヶ月の懲役をそれぞれに言い渡している105。共謀罪に関する議会制定法には「合衆国に対するいかなる罪を犯す」ために共謀した

¹⁰⁴⁾ Case no. 135(2), Dec. 1903, RG 21, NARA, San Bruno.

¹⁰⁵⁾ Case no. 135(3), (4), (5), Jan.-Feb. 1904, RG 21, NARA, San Bruno.

場合は罪に問える、とある。「姦通」や「姦淫」が連邦法で罪と定義されている限り、それを目的とする共謀罪は刑事訴訟の対象になる、と解釈されたようだ。売買春営業の保護のために会費を集めた事実は、上記の「倶楽部」設立の経緯に関するシノハラの証言が決定的な証拠となったと思われる。

5.6. 「妻売り」・「娘売り」の摘発

上記の「十弗倶楽部」裁判は、共謀罪を売買春関係の罪(姦通や姦淫)と結びつけて刑事訴求できる判例となった、という点で重要である。というのは、これ以降、夫が自分の妻を他の男性に金銭と引き換えに譲渡し、借金返済のため売春を強制する「妻売り」行為も、「共謀罪」で刑事訴求できるようになったからである。前述のとおり、「債務者強制労働」が連邦法で処罰の対象となっていたので、「妻売り」に関与した全ての個人(夫・妻・買い受けた男性・仲介した人)が「強制労働」を「共謀」したという罪で裁かれることになったのである(妻も被告にリストされているが、通常、刑事告訴を取り下げられる)。1904~1905年にかけて、日本人の共謀罪の裁判が11件行われ、姦通・姦淫・債務者強制労働などの罪と合わせて訴求されている。そのうち、「妻売り」・「娘売り」に関する2件の内容を見る。

1つ目は、1904年10月、姦通目的の共謀罪で起訴されたヤマザキ・ショーキチ、妻シマ、ナカモトという男性に関する裁判である¹⁰⁶⁾。裁判記録には、被告の証言や証拠書類は残されていないが、法廷での陳述の様子は Evening Bulletin 誌に掲載された。それによると、夫妻は、カウアイ島のワヒアワに1年前に渡航し、プランテーションで労働。渡航後まもない1903年12月、妻シマがヒグチという男性と不倫したことが判明する。そこでヤマザキは、シマをヒグチに売ろうとしたが、135ドルの値段にヒグチが納得しなかったので、代わりに、シマと結婚を希望するナカモトという男性に175ドルで譲渡した。証拠物件として、ヤマザキがナカモトに渡した覚書が提出され、以下のように英訳された:

175ドルの支払いに関して、領収したことを確認し、私は妻シマをあなたに譲渡します。その額(175ドル)は蒸気船の切符の値段です。しかし、もし彼女がヒグチに心を向けたら、私は彼女を受け戻し、あなたに175ドルを返却します¹⁰⁷。

シマは裁判所に出廷し、証言で、自分はナカモトの下で料理人として働くという約束だったが、ナカモトとは別の男性から性的暴行を受けたと述べた:

私は彼の家に行くことを拒否しました。(しかし)彼は私の足を持ち、 肩に担いで連れて行きました。私は叫びましたが、誰にも聞こえません。 足を抑えられていたので蹴ることもできませんでした。その家に着くと、 そこには10人の男性がいて、私を切り刻み、茹でて殺す、と脅しました。 一体私に何ができたというのでしょうか。

Bulletin 記事によれば、その後、シマはヤマザキの下に戻ったが、再びナカモトに引き渡された。しかしその後、シマは所持品をまとめ、子供を連れて立ち去ったという¹⁰⁸⁾。

起訴されたのは、ヤマザキ、シマ、ナカモトの3名だったが、判決では、妻を売ったヤマザキのみ有罪となり、9カ月の懲役を言い渡されている¹⁰⁹。既婚女性を夫から買う場合、買い取った男性が単に同棲することを望んだ場合もあるし、その他の男性たちに対して売春を強要させる目的があった場合もあるので、そのどちらかはこの件に関してはわからない。しかし、シマ自身の証言は、夫(とナカモト)が姦通・姦淫・債務者強制労働を目的とする共謀罪の罪を犯したことを示すために十分な証拠となった。

さらに、金銭の受け渡しを介して娘を他人に預ける慣習も、共謀罪の処罰の

^{107) &}quot;Threatened to Boil Her Alive," EB, May 04, 1904, 4.

¹⁰⁸⁾ Ibid., 4.

¹⁰⁹⁾ Case no. 163, Oct. 1904, RG 21, NARA, San Bruno.

対象になった。事例として、1905年10月期に起訴されたコヤマ・サダキチの件 がある。『やまと新聞』によれば、コヤマは13歳の娘ハルを、未婚男性マツ ダ・シンキチに月10ドルで「妾奉公」に出した1100。裁判では、マツダが「姦 淫」の罪で、コヤマとクサカべ(仲介者?)という男性が「姦淫」目的の「共 謀罪 | で起訴され、マツダが 1 か月、コヤマが12ヶ月、クサカベが8ヶ月の懲 役となった1110。『やまと新聞』は被告を「恥知らずの親共」と称しているが、 「妾奉公」は、当時の日本で広く行われていた年期奉公の一種であり、技能習 得を目的とした使用人奉公制度とは異なり、性サービスをともなう労働の対価 として給金が支払われるのが一般的だった¹¹²⁾。S.ドール判事も、陪審への指 示書の中で、「コヤマは仲間と共に、日本で普及している儀式の下で娘を未婚 の男性に同居の目的で差し渡す手配をし、(日本で普及している)から問題な いと彼らが考えた」、と日本の慣習に一定の理解を示す一方、「しかし、この国 の法律の下では、そのような同居は、姦淫にあたる」と述べた113。マツダがハ ルを買い取った目的は、家内労働を目的とする「女中奉公」だったのか、性的 な目的(「姦淫」)か、他人に売春させる目的か、あるいは芸妓の請人になった のか(20世紀初頭のハワイでは、親から娘を預かり芸妓の訓練を施す慣習も存 在した114), は不明である。しかし、親が雇用主から金銭を受けとり、娘に 「妾」(あるいは芸妓・娼婦など)をさせて返済させる慣習(「前借金奉公」) は. ハワイ併合後. 連邦政府による処罰の対象になったのである。

- 110) 「娘を喰物にせし小山有罪に決する」、『やまと新聞』 1905 年 12 月 22 日、3 頁.
- 111) Case no. 228, Dec. 1905, RG 21, NARA, San Bruno.
- 112) 近世から存在していた妾奉公の慣習は、明治時代になり、1870年の布告第944により、妾は妻と並んで「配偶者」の地位(二親等)を与えられた。しかし旧刑法(1880年公布・1882年施行)では、「妾」に関する条項が消え、法的には存在しないものとなった。明治民法(1898年施行)は、一夫一婦制と法律婚主義を原理とし、妾の法的権利は認めなかったが、現実には、妾奉公は以後も広く日本社会で行われていたので、民法施行以後も妾奉公の合法性と妾の諸権利を問う裁判が行われた。判決には、公序良俗に反する契約として無効とする立場と、妾奉公の一般的な慣行を前提として妾契約を合法とする立場の2種類があった:村上一博『日本近代婚姻法史論』(法律文化社、2003年)、149-60頁。
- 113) Case no. 234, Dec. 1905, RG 21, NARA, San Bruno.
- 114) 大原関一浩,「ホノルル芸妓組合についての一考察: 1910年代の日本語新聞記事の分析を中心に|『摂大人文科学』26号 (2019), 53-54 頁.

6. 日本人社会の反応・イヴィレイ「柵地」の再開

1900年の「柵地」設立以後に盛り上がった反対運動と準州・連邦裁判所による日本人売買春の摘発に対して、日本人社会・周旋人・女性たちはどのような反応を示したのか。宮本が指摘したように、当時の日本人社会には、日本人による売買春について懸念する声、キリスト教者の反対運動など、批判する論調があった一方、必要悪として認める意見や、売春を生活の手段の一つとして見る女性もおり、反対運動家たちとは異なるさまざまな声があった¹¹⁵⁾。当時の新聞記事から、「柵地」閉鎖後の状況と、日本人社会の反応を見てみる。

1901年6月、巡回裁判所が近隣住民による「迷惑行為」の訴えを受けてイヴィレイの「柵地」に閉鎖命令を出した時、『やまと新聞』はこれについての論説を掲載している。編者は、「同胞婦人が醜を晒らして恥とせざる」ことは問題なので、「イヴイレーの閉鎖は喜ぶべき一大事実なり」と称しながらも、「娼妓存廃の問題に関しては、吾人の持論、世の所謂宗教家道徳家の所説と合するの寧ろ難きを覚ゆ」と述べる。理由は「吾人の憂ふる所は遊廓が設置せられ、公娼が認可せられたる過去よりも、寧ろ多く遊廓が閉鎖せられて幾多の醜業婦が思ひ思ひの各所に散在するに今日以後にあり」と言う¹¹⁶。「柵地」閉鎖の結果、拡散した女性たちが「風俗を壊乱するのみならず、社会の安寧を根本的に破壊するものあるに至るは免る可らざる事実」であるので、女性たちを「辺鄙の区域に起臥せしめて、せめては市街の対面を保ち、良民の安全を計り以て社会秩序の紊れざらんことを期せんと欲するなり」と主張する。日本人女性の売春行為についてさまざまな意見があることは認めながらも、実際その後にどうするかという政策が論じられていないことを問題視している¹¹⁷。

結局のところ、編者の懸念は現実のものとなった。警察による摘発を逃れ、 市内外のその他の地域に女性たちが拡散したのである。1901年11月、『やまと

¹¹⁵⁾ 宮本、「必要悪か社会悪か」、46-47 頁。

^{116) 「}イヴエレー問題(其一)」, 『やまと新聞』, 1901年6月29日, 5頁.

^{117) 「}イヴエレー問題(其二)」, 『やまと新聞』, 1901年7月2日, 2頁.

新聞』は、都市部を離れて耕地に移動し、営業する売買春女性について報道し ている:「醜業婦等がホノルルに於ては自由に醜業を営む能はざるを以て近頃 続々島廻りをなし、彼等労働者が粒粒辛苦の余になれる金銭を奪ひ来るもの確 かに其一因なるべし」。中には、「一ヶ月内外の島廻りをなして能く千弗以上を 持ち帰(る)|女性もおり、「我が多くの労働者をして多年の蓄積に係る貯金を 一朝に消費せしめ」とその弊害を指摘している118。また翌1902年2月には、匿 名の投書が寄せられ、筆者は、「近頃は全市中に余程料理やテウ看板が殖えた 様だがしとホノルル市内に芸妓の働く料理屋が増えたことを伝え、指摘する: 「(料理屋には) 殊に客待ち顔なる寝室も沢山あった、全体料理やでベッドを 備えへ置く必要があるだろうか(中略)デレ助さんや助兵衛さんが鼻下長。二 本棒等のゴ連中がセツセと登楼して汚楽ハ夫れでゲーショウ!」と、料理屋で 売買春が行われていることを示唆している119。「柵地」が閉鎖されたあと、労 働キャンプに遠征する女性、料理屋の芸妓に転業する女性が増えたようである。 その後、前述したように、連邦政府による日本人周旋者の摘発が行われてい くのだが、周旋者たちの「妻」(売買春女性) たちは、夫たちが有罪を宣告さ れ、懲役刑を科される様子をどう見ていたのだろうか。新聞に報道された事例 を2つ紹介する。1904年1月、「十弗倶楽部」の幹部3名がオアフ監獄に収容 された際、その妻たちは、ヘンドリー保安官の事務所を訪問し、夫たちに食事 を届けるため刑務所を目に3度訪問する許可を求めた。許可が出され、女性た ちは朝食・昼食・夕食を毎日届け、その様子を Hawaiian Star 誌が伝えてい る120)。また、「十弗倶楽部 | 裁判で証言者として召喚された女性の一人は、地 元の救世軍から滞在施設への入所と保護の申し出を受けたが、それを拒絶した。 「彼女は(救世軍ホームに滞在するよりも)自分の人々、投獄された人々とさ え一緒にいることを希望し! 救世軍の役員たちは「司法部の建物を悲しみな がら去った」と Advertiser 誌が伝えた^[2]。連邦検察官は「被害者」の女性たち

^{118) 「}不景気挽回の一策」、『やまと新聞』、1901年11月21日、2頁、

^{119)「}怪しいゾ」(投書),『やまと新聞』, 1902年2月6日,2頁.

^{120) &}quot;Take Food to heir Masters," HS, January 27, 1904, Second, 5.

^{121) &}quot;Local Brevities," PCA, January 29, 1904, 9.

を「加害者」である男性たちの性的・経済的搾取から解放し、救世軍はそうした女性を「保護」したはずだったが、受益者であるはずの女性たちは、それを望んでいなかった場合もあったようだ。また、道徳の問題は別として、売春の営業を差し止められ、収入源を失い、子供を養育することは、女性にとって困難だったはずである。

こうして、1904年の前半までには、管理売買春の象徴である「柵地」が閉鎖され、周旋者とその組織が処罰され、地元改革派の「勝利」となったかに思えたが、その後、女性たちは拡散し、売買春は地下化した。これについて準州政府が採用した対応策は、従来と同じ隔離と黙認だった。1904年12月、Hawaiian Star 誌はその様子を伝える:

かの有名なイヴィレイ「柵地」でかつて存在した状況が部分的に修復されつつあり、すでに200名の女性、その2/3は日本人であるが、割り当てられた区域の中で(再び)地位を確立しつつある。今回は、直接の警察による管理はなく、堕落した女性たちに対する一連の警察規則も表面上はない、これは、官憲がイヴィレイの状況を容認していると考える人たちに配慮した結果である、また(かつて)女性たちが居住する場所を囲っていた高いボードフェンスや、「会」(組織)のために莫大な利益をもたらす経営者たちも存在しない。しかし、古いイヴィレイのあり方は再建され、(売買春管理)を扱ってきた警察と医者たちは、例外なく、その政策はホノルルにとって良いことであると賛同している。この新しいイヴィレイで施行される唯一の規則は、公衆衛生を利する規則のみである。衛生局の委員たちは、そうした規則の必要性を示す驚くべき統計資料を持っている。こつ。

ハワイには砂糖農園と米軍基地を支える膨大な数の男性が存在し、売買春女性に対する需要が高く、売買春を撲滅することは困難だった。公衆衛生や公序

^{122) &}quot;Iwilei Restored," HS, December 20, 1904, 5.

良俗を懸念する地元政府と警察は、一か所に集めて間接的に管理し、市中への 拡散を抑制することが最良の政策である、と判断したのである。また、連邦政 府による周旋者の処罰も、周旋者たちの勢力を完全に一掃するのに十分ではな かった。彼らが課された懲役刑の大半は、数週間から1年程度であり、釈放さ れた後、売買春経営に復帰することができた。イヴィレイの再開後、地元政府 による管理政策の下で、日本人の売買春は再び活況を呈することになる。

7. おわりに

19世紀後半からハワイで日本人売買春が増加した背景には、砂糖農園で働く膨大な男性労働人口と男女比の不均衡という構造的な要因があったが、その盛衰には、行政と司法の態度が大きな影響を与えた。1860年、ハワイ王国が軽減条例を制定し、女性の登録・定期健診による管理政策を確立したが、それは、売買春営業を行うための枠組みを作っただけで、売春宿の経営や売買春女性と付随する男性たちの関係については当事者たちに任せ、地元政府は積極的に介入してこなかった。女性が窮状を訴え出ないかぎり、警察は自ら動かず、準州の巡回裁判所で日本人売買春に関する刑事裁判が扱われることはごくわずかだった。雇用主やヒモの暴力・搾取による売買春女性の窮状は、裁判資料や日本語新聞記事に時おり垣間見られるが、それを助長した要因の一つに、地元政府の黙認政策がある。

しかし、1901年に連邦地方裁判所が開設されると、連邦法による外国人売春の摘発が始まり、それまで黙認されていた売買春が「姦淫」・「姦通」という罪となり、借金の返済として女性に売春を強いることは「債務者強制労働」となり、妻売りや妾奉公、売買春営業の保護のために組合を組織することは「共謀罪」として処罰の対象となった。ハワイにおける日本人売買春を支えていたこれらの慣習は、当時の日本における売買春産業を支えていた制度(前借金奉公・芸娼妓奉公・妾奉公・貸座敷経営者による組合化など)に似たところがあり、連邦政府による法律の適用は、日本人の性や労働に関する慣習の否定、と

いう側面もあった。いずれにせよ、これ以降、日本人業者・売買春女性たちは、合衆国のジェンダーや性の規範に基づいた法体系への適応を迫られることに なる。

併合直後のハワイにおける経験は、20世紀初頭の合衆国本土で盛り上がった 革新主義運動の一部として理解できるが、その後の展開を見ると、ハワイに特 有の状況も見えてくる。地元キリスト教者たちの運動により1901年に閉鎖され たイヴィレイ柵地は、1905年に再開され、以前と同じ管理体制が敷かれた。 1910年代になると、合衆国全土で外国人売買春反対運動が展開され、連邦政府 の取締りが厳格化する中で、西部の諸都市でも、売買春が行われる建物の家主 を罰する「差し止め・排除法」(Injunction and Abatement Act)が制定され、指 定地の黙認制度が廃止されていく。ハワイでも管理売春反対運動が再び高まり、 1916年末にイヴィレイ柵地は再び閉鎖されるが、「差し止め・排除法」は立法 化されず、売買春は、第二次世界大戦以前の時期を通じてハワイの重要な産業 であり続けた¹²³。一方、1910年代、日本人売買春は外国人売買春の取締りの厳 格化とともに地下化していくが、その過程については、当時のハワイにおける 売買春の是非をめぐる議論、外国人売買春に対する連邦政府の政策と合わせて 考察する必要がある。それについては、稿を改めて検討したい。

参考文献

Ballou, Sidney Miller. 1897. The Penal Laws of the Hawaiian Islands, 1897. Honolulu: Hawaiian Gazette Print.

Cooper, Henry E. 1900. Report of the Attorney General, 1899. Honolulu: Hawaiian Gazette Co. Connelly, Mark Thomas. 1982. The Response to Prostitution in the Progressive Era. Chapel Hill: University of North Carolina Press.

Currarino, Rosanne. 2003. "Breadwinner Role." In *American Masculinities: A Historical Encyclopedia*, edited by Bret E. Carroll. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.

Deverell, William. 1996. *Railroad Crossing: Californians and the Railroad, 1850–1910*. Berkley: University of California Press.

¹²³⁾ Joseph Mayer, The Regulation of Commercialized Vice: An Analysis of the Transition from Segregation to Repression in the United States (New York: Klebold Press, 1922), 31.

- Donovan, Brian. 2006. White Slave Crusades: Race, Gender, and Anti-vice Activism, 1887–1917. Urbana: University of Illinois Press.
- Dye, Bob. 1997. Merchant Prince of the Sandalwood Mountains: Afong and the Chinese in Hawaii. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Greer, Richard A. 1973. "Collarbone and the Social Evil." *Hawaiian Journal of History* 7, 3–17.

 ——. 2000. "Dousing Honolulu's Red Lights." *Hawaiian Journal of History* 34, 185–202.
- Hawaiian Historical Society. 1906. Annual Report of the Hawaiian Historical Society, 1905.Honolulu: Hawaiian Historical Society.
- Hitchcock, E. G. 1892. "Report of the Sheriff of Hawaii." In Biennial Report of the Attorney General, 1892. Honolulu: R. Grieve.
- Hobson, Barbara Meil. 1990 [1987]. Uneasy Virtue: The Politics of Prostitution and the American Reform Tradition. Chicago: University of Chicago Press.
- Hori, Joan. 1981. "Japanese Prostitution in Hawaii during the Immigration Period." Hawaiian Journal of History 15, 113-24.
- Hutchinson, E. P. 1981. Legislative History of American Immigration Policy, 1798–1965.Philadelphia: University of Pennsylvania Press Hutchinson.
- Ichioka, Yuji. 1988. The Issei: The World of the First Generation Japanese immigrants, 1885–1924. New York: Free Press.
- May, Elaine Tyler. 1980. *Great Expectations: Marriage and Divorce in Post-Victorian America*. Chicago: University of Chicago Press.
- Mayer, Joseph. 1922. The Regulation of Commercialized Vice: An Analysis of the Transition from Segregation to Repression in the United States. New York: Klebold Press.
- Miller, Wilbur R. 2019. A History of Private Policing in the United States. New York: Bloomsbury Academic.
- Nakamura, Kelli Y. 2015. "Issei Women and Work: Washerwomen, Prostitutes, Midwives, and Barbers." Hawaiian Journal of History 49, 119-48.
- Rosen, Ruth. 1994 [1982]. Lost Sisterhood: Prostitution in America, 1900–1918. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Schmitt, Robert C. 1977. Historical Statistics of Hawaii. Honolulu: University Press of Hawaii.
- Shuck, Oscar T. 1901. *History of the Bench and Bar of California*. Los Angeles: Commercial Printing House.
- Smith, William O. 1896. Report of the Attorney General, 1896. Honolulu: Robert Grieve.
- Wong, Edward. 2016. "Broken Blossoms: A Struggle from Servitude to Freedom." Prologue (Spring 2016), 35–48.
- 牛島英彦 1989『行こかメリケン、戻ろかジャパン ― ハワイ移民の 100 年』講談社.
- 大原関一浩 2019「ホノルル芸妓組合についての一考察: 1910 年代の日本語新聞記事の 分析を中心に|『摂大人文科学』26 号、53-54、

奥村多喜衛 1917『太平洋の楽園』三英堂書店.

藤井秀五郎 1900『新布哇』太平館.

宮本なつき 2002「契約移民時代のホノルル日本人社会と日本人売春婦」『比較社会文化研究』12,47-57.

----2013「必要悪か社会悪か?:20世紀転換期ハワイにおける売買春をめぐる状況」 『移民研究年報』19.39-49.

村上一博 2003 『日本近代婚姻法史論』 法律文化社.